

海洋基本計画のフォローアップについて

1. 「海洋基本計画のフォローアップに関する基本方針」（平成 26 年 4 月総合海洋政策本部参与会議意見書）に基づき、平成 27 年 6 月に設置された 4 つの PT が担当する事項（①新海洋産業振興・創出、②海域利用の促進等、③海洋環境の保全等、④海洋科学技術）について、各 PT において重点的にフォローアップを実施した。
2. 続いて、上記基本方針に基づき、個別専門 PT で扱わない事項を含め、海洋基本計画に記された 12 の施策に係るフォローアップを海洋本部事務局において実施した。
＜別紙：海洋に関して講じた施策＞
3. 9 月を目途に、工程表の改訂を行う。
4. また、参与会議からご意見ご指摘があれば、PT で扱う個別事項以外の事項についても、内閣官房総合海洋政策本部事務局において、または個別専門 PT と連携して、適時にフォローアップを行う。

海洋に関して講じた施策

平成28年3月18日

内閣官房総合海洋政策本部事務局

○印は、今年度の主な施策

1 海洋資源の開発及び利用の推進(1)

○ 海洋基本計画を受けて、総合海洋政策本部参加会議は、前年度から引き続き平成27年度も「新海洋産業振興・創出プロジェクトチーム(PT)」を設置し、同PTにおいて①海洋基本計画、参加会議意見書のフォローアップを行うとともに、②重要テーマとして海洋産業への参加促進策の検討を行いました。(内閣官房)

(1) 海洋エネルギー・鉱物資源の開発の推進

- 平成25年4月に策定された新たな「海洋基本計画」や、最近のエネルギー・鉱物資源を取り巻く諸情勢の変化を踏まえ、平成25年12月には新たな「海洋エネルギー・鉱物資源開発計画」を策定しました。平成27年度はこれらの計画に基づき、主に以下の施策を実施しました。(経産省)
 - ・ 日本周辺海域に相当量の賦存が期待されるメタンハイドレートを将来のエネルギー資源として利用可能にすることを目的として、世界に先駆けて商業的産出のために必要な技術整備を行っています。プロジェクト運営は「メタンハイドレート資源開発研究コンソーシアム」が中心となり、産学で構成される開発実施検討委員会での議論も踏まえて実施しています。(経産省)
 - ・ 平成27年度は、砂層型メタンハイドレートについては、平成25年3月に実施した海域での世界初のガス生産実験で明らかになった出砂や坑井内機器の不具合等の課題解決と長期間、安定的なガス生産等の課題への対応に向けて2016年度に実施予定の1か月程度のガス生産実験に向けた準備を行いました。(経産省)
 - ・ 表層型メタンハイドレートについては、資源量を把握するため、日本海側にて調査を実施しました。平成27年度の調査では、表層型メタンハイドレートの存在の可能性がある構造(ガスチムニー構造)の内部におけるメタンハイドレートの様子をより詳しく把握するため、隠岐周辺及び上越沖に存在する3箇所(秋田・山形沖、日高沖及び北海道周辺の調査海域)において合計約30箇所(「田名(だな)サイト」と仮称)と久米島北西沖(「比嘉熱水鉱床」)と仮称)の海域に、新たな海底熱水鉱床を発見しました。(経産省)
 - ・ レアアースを含む海底堆積物については、将来のレアアース資源としてのポテンシャルを検討するため、南鳥島周辺海域における賦存状況調査等を実施しました。(経産省)
- 「日本再興戦略」改訂2014(平成26年6月閣議決定)において、民間事業者の海洋資源開発関連分野への参加促進に向けた環境整備のためのアクションプランの策定を行うこととされたことを踏まえ、平成27年6月、関係省庁が参加する検討会議において、海洋資源開発関連産業の基盤となる技術者の育成等を記載したアクションプランを策定しました。これを受け、内閣官房及び関係省庁において、同アクションプランに記載した各種施策を実施しています。(内閣官房、関係省庁)

1 海洋資源の開発及び利用の推進(2)

(2) 海洋再生可能エネルギーの利用促進

- 洋上風力発電に関しては、平成24年以降、実証試験を行うための複数の洋上風力発電施設が設置されました。平成24年6月には、長崎県五島市稚島沖において、系統連系を行う浮体式洋上風力発電施設としては我が国初のものとなる、100kW風車を搭載した小規模試験機(世界初となるハイブリッド・スパーク型)を設置し、環境影響や安全性等の知見を収集しました。これらの結果を踏まえ、平成25年10月から、国内初の商用スケール(2MW)の実証機の運転を開始し、環境影響、気象・海象への対応、安全性等に関する情報収集等を行っている。(環境省)
- また、平成25年3月に、沖合に設置される本格的な着床式洋上風力発電システムとして我が国初となる、2.4MWの着床式洋上風車(重力式基礎)が千葉県銚子沖で運転開始し、さらに平成25年6月に、福岡県北九州市沖に2MW級の着床式洋上風車(重力・ジャケット併用式基礎)が運転開始され、各種データの取得等を行っています。(経産省)
- 着床式洋上風力は、銚子沖と北九州市沖に設置された実証機により事業化に向けた必要なデータ取得が進められ、平成26年度から固定価格買取制度における価格設定(36円/kWh)がなされました。(経産省)
- また、世界初の浮体式洋上ウインドファームの事業化を目指し、福島沖において、平成25年11月に設置された2MWの浮体式洋上風力発電設備及び浮体式洋上変電設備(サブステーション)の運転を行っており、平成27年7月には、世界最大となる7MWの浮体式洋上風力発電設備が設置され、同年12月に運転を開始しました。今後、更に5MWの浮体式洋上風力発電設備が設置される予定であり、世界初となる複数機による浮体式洋上風力発電システムの実証事業が行われます。更に、浮体式洋上風力発電の低コスト化に向けて、浮体式・風車の軽量化及び低コスト係留の施工技術等の実証を行っています。(経産省)
- これらの洋上風力発電の研究開発の実施等により、魚類・鳥類などに対する環境影響評価手法等の検証も行っており、着床式について「着床式洋上風力発電の環境影響評価手法に関する基礎資料」として公開しております。(経産省、環境省)
- 港湾における洋上風力発電施設の導入の円滑化を図るため、港湾区域等の占用の許可の申請を行うことができる者を公募により決定する制度を盛り込んだ港湾法の一部を改正する法律案が平成28年2月に閣議決定されました。(国交省)
- 平成26年度末までに、稚内港、石狩湾新港、むつ小川原港、能代港、秋田港、鹿島港及び御前崎港において風力発電の導入可能区域が港湾計画に位置付けられ、平成27年12月には北九州港において同区域が位置づけられました。事業予定者については、むつ小川原港、能代港、秋田港及び鹿島港に加えて、平成27年8月に石狩湾新港において選定されています。(国交省)
- 波力や海流等の海洋エネルギーを利用した発電について、実用段階に比較的近い海洋エネルギーを活用した発電装置の向上などを目指し、平成23年度以降、22件の実証研究や要素技術開発を行っています。また、これら浮体式・水中浮遊式発電施設に関する安全・環境ガイドラインの策定を行っています。(内閣府、経産省、環境省、国交省)
- 「海洋再生可能エネルギー利用促進に関する今後の取組方針」(平成24年5月総合海洋政策本部決定)を踏まえ、海洋再生可能エネルギーを利用した発電技術の実用化を促進するため、実証試験を行うことができる海域を提供する「海洋再生可能エネルギーの実証フィールド」の公募を行った結果、7県11海域の提案があり、このうち、平成27年4月までに、5県7海域が実証フィールドとして選定されました。(内閣官房)

1 海洋資源の開発及び利用の推進(3)

(3)水産資源の保存管理

- 水産資源の保存・管理の分野では、平成27年度も引き続き以下の施策を実施しています。
 - ・ 水産資源評価・予測精度の向上を図るため、漁獲可能量(TAC)制度・漁獲努力可能量(TAE)制度の対象魚種や国際的に管理されたマグロ類に重点を置いて資源調査を実施するとともに、海洋環境の変動による水産資源への影響調査や資源変動予測技術の開発・活用を行いました。(農水省)
 - ・ 水産資源について、資源の状況等を踏まえ、「海洋生物資源の保存及び管理に関する基本計画」に基づき、TACの設定・配分を行うとともに、その円滑な実施を図り、計画的・効率的なTAC管理を通じて資源管理を推進しました。また、基本的にすべての漁業者が資源管理計画に基づき資源管理に参加するよう促すとともに、資源管理・収入安定対策によって、水産資源の持続的な利用と経営の安定化を図りました。さらに、資源管理計画等の対象魚種について、水産関係公共事業の重点的な実施を行ったほか、資源管理計画等に基づく漁獲努力量削減の取組等を支援しました。(農水省)
 - ・ ウナギについては、近年沿岸に來遊するシラスウナギの減少を受けて、中国など関係国・地域と協力して資源回復のための国際協調・管理体制を強化するための協議を行い、池入れ数量を制限することとなりました。また、日本国内では、平成26年11月には、内水面漁業の振興に関する法律に基づきウナギ養殖業の届出制を導入し、平成27年6月からは農林水産大臣の許可を要する指定養殖業として許可制に移行し、池入れ数量の管理を行っています。さらに、産卵のために川を下る親ウナギの保護やシラスウナギの採捕期間の短縮といった資源管理の取組について地域毎の話し合いを促進するとともに、ウナギ養殖業者による親ウナギの放流に対して支援を行いました。(農水省)
 - ・ 資源状況等に即した適切な資源管理をより一層推進するため、漁業者・試験研究機関・行政が一体となって取り組む資源管理指針・資源管理計画を実施する体制の整備等を支援しました。この体制の下で、資源状況に応じ、科学的知見に基づいた資源管理措置の検討や、資源管理計画の評価・検証による計画の高度化の推進等を支援しました。(農水省)
 - ・ 天然資源に依存しない持続的養殖や栽培漁業等のつくり育てる漁業の推進を図るため、平成28年度までに、低コストで高品質な養殖用人工種苗を安定的かつ大量に生産供給する技術を開発(ウナギ:1万尾、クロマダゴロ:10万尾)することを目標として研究開発を推進しています。(農水省)
 - ・ 周辺国・地域との連携を強化し、魚種ごとの資源状況を踏まえた資源管理を推進しました。特に、韓国及び中国の漁船の我が国周辺水域における漁獲割当量や操業条件の遵守を徹底するとともに、適切な資源管理を推進しました。(農水省)
 - ・ 都道府県及び関係府省との連携を強化して、漁業取締船・航空機により効果的かつ効率的な監視・取締りを行い、特に外国漁船の操業が活発化する時期・海域においては、漁業取締船の重点配備等による集中取締りを実施しました。また、漁業取締船の増隻等により、外国漁船の取締体制のより一層の強化を図りました。(農水省)
 - ・ 排他的経済水域において、水産資源の増大を図るため、国が漁場整備を行うフロンティア漁場整備事業を実施するとともに、資源管理及びつくり育てる漁業と連携し、水産生物の生活史に対応した広域的な水産環境整備を推進しました。(農水省)
 - ・ 森林法に基づき、魚つき保安林の適正な配備と保全を図るとともに、河川上流域において、広葉樹林化等を取り入れた漁場保全の森づくりをはじめとする森林の整備・保全を推進しました。(農水省)
 - ・ 磯焼け等により効用の低下が著しい漁場において、藻場・干潟の造成・保全と併せて、ウニやアオイゴ等の食害生物の駆除や海藻類の移植等に対して支援を行いました。(農水省)
 - ・ 2015年に発効した「北太平洋漁業資源保存条約」に基づき、海洋生物資源の適切な保存、管理及び持続可能な利用を確保するため、地域漁業管理機関において科学的資源評価に基づく保存管理措置の導入、実施の強化の議論を推進しました。(外務省)

2 海洋環境の保全等(1)

○ 海洋基本計画を受けて、総合海洋政策本部参与会議は、前年度から引き続き平成27年度も「海洋環境の保全等の在り方プロジェクトチーム(PT)」を設置しました。同PTでは、沿岸域を対象として、環境への影響が明確な海洋ごみ、土砂、栄養塩対策を優先させた議論を行い、さらに、これらの検討を踏まえ、沖合域・深海底を対象とした議論を行いました。(内閣官房)

(1) 生物多様性の確保等のための取組

- 絶滅が危惧されるアホウドリ、ウミガラス等の海鳥について保護増殖事業を実施しました。特に、伊豆諸島鳥島ではアホウドリの繁殖状況モニタリングし、衛星を利用した飛翔ルートの把握と、鳥島南西斜面及び小笠原諸島賀島における新繁殖地形成事業を実施し繁殖地拡大を図ってきました。また、鳥島では海鳥類の繁殖環境改善を目指した保全事業を実施しています。(環境省)
- 海洋生物の種の絶滅のおそれを評価するため、検討会及び生物分類群ごとの分科会を立ち上げ、検討を行っています。(農水省、環境省)
- 国内のサンゴ礁の保全・再生を総合的かつ効果的に推進するため平成22年4月に策定した「サンゴ礁生態系保全行動計画」の実施状況の点検や鹿児島県におけるサンゴ礁保全の現状及び課題等について検討を行いました。また、国際サンゴ礁イニシアティブ(ICRI)の枠組の下、平成26年10月に第29回ICRI総会を沖縄科学技術大学院大学にて開催し、我が国の提案したサンゴ礁保全のための統合的アプローチに係る決議が採択されました。(環境省)
- 人の手で陸域と沿岸海域が一体的に総合管理されることによって物質循環機能が適切に保たれ、豊かで多様な生態系と自然環境が保全された「里海」の創生を目指し、国内外へ「里海」の概念を普及するため、ウェブサイト「里海ネット」による情報提供を引き続き行っています。(環境省)
- 国立公園において、海域公園地区の指定に向けた自然環境の調査を実施するとともに、利用の軋轢を解消するための調査・検討、サンゴを食害するオニヒトデの駆除等の事業を実施しています。また、自然環境保全地域においても、海域特別地区の指定に向けた検討を進め、平成27年2月に崎山湾自然環境保全地域の区域を拡張し、名称を「崎山湾・網取湾自然環境保全地域」に変更しました。さらに国立公園内(石西礁湖(沖縄県)、竜串(高知県))においてサンゴ群集の再生事業を実施しています。(環境省)
- 東北地方太平洋沿岸地域において、地震等による自然環境等への影響を把握するため、植生、湿地、干潟、藻場、海鳥繁殖地などのモニタリングを継続するとともに、重要な自然を地図化した「重要自然マップ」を作成しました。また、「三陸復興国立公園の創設を核としたグリーン復興のビジョン」に基づき、平成25年5月に創設された三陸復興国立公園を平成27年3月に拡張するとともに、東北太平洋沿岸自然歩道(みちのく潮風トレイル)整備のための調査及び方針の検討を実施し、平成25年11月に青森県八戸市から岩手県久慈市までの約100kmが、平成26年10月に福島県相馬市から福島県新地町までの約50kmが開通しました。(環境省)
- 瀬戸内海について、豊かな海の実現を目指し、また、生物多様性の向上等新たな課題に対応するため、瀬戸内海環境保全基本計画の変更について平成27年2月に閣議決定しました。また、同年10月には議員立法により、瀬戸内海環境保全特別措置法が改正されました。(環境省)
- 有明海及び八代海等について、有明海及び八代海等を再生するための特別措置に関する法律(平成14年法律第120号)に基づき設置された有明海・八代海等総合調査評価委員会において、国及び関係県が実施した総合的な調査の結果を基に有明海及び八代海等の再生に係る評価が進められています。(環境省)
- 干潟をはじめとする沿岸域、サンゴ礁及び小島嶼の生態系については、「モニタリングサイト1000」により、長期的かつ継続的な生態系のモニタリングを実施しています。(環境省)

2 海洋環境の保全等(2)

(2) 環境負荷の低減のための取組

- 地球温暖化の進行に大きな影響を与える海洋の炭素循環や熱輸送過程の変動を把握するため、北西太平洋域において海洋観測を実施しています。観測データを基に、代表的な定線(東経137度線、165度線)における、大気及び表面海水中の二酸化炭素濃度の長期変化、二酸化炭素蓄積量の変化と、それに伴う海洋酸性化の進行等の解析結果を公表しています。平成27年11月には、東経137度線と165度線に沿った海洋内部においても「海洋酸性化」が進行していることを明らかにしました。さらに、国内外他機関による観測データや国際的なデータベースを用いて、全球の海洋表層に蓄えられている熱量の長期変化、全球における海洋による二酸化炭素吸収量及び太平洋域における海洋酸性化について公表しています。(文科省、国交省)
- 北西太平洋地域海行動計画(NOWPAP)等の国際的な枠組みを活用し、人工衛星によるリモートセンシング技術を活用した環境モニタリング手法や生物多様性を指標とした海洋環境の評価手法の開発等を進めるとともに、環日本海海洋環境ウォッチシステムを構築し、水温、植物プランクトン濃度等の観測データをとりまとめられています。(環境省、外務省)
- 自動昇降型漂流ブイのArgo(アルゴ)フロート、船舶、海洋観測ブイ等の観測データ、地球シミュレータ等を用いて、大気-海洋間で交換されるエネルギ- (海上風が海面を通じて水を動かす仕事量)のうち、エルニーニョ現象の発達・減衰に重要な役割を果たす要素を再評価し、年によって異なる季節変化や5-10年の時間間隔でエネルギ-交換の振幅が変動していることを明らかにしました。(文科省)
- 海域の水質に係る環境基準の達成率は、有機汚濁の代表的な指標である化学的酸素要求量(COD)で見ると約80%とほぼ横ばいで推移しています。また、代表的な閉鎖性海域である東京湾、伊勢湾及び大阪湾においては、依然としてCODの環境基準達成率が70%を下回る状況にあります。このような中、水環境改善のため、特に次の取組を進めました。(環境省、国交省)
 - ・ 人口、産業等が集中し排水の濃度規制のみでは環境基準の確保が困難な閉鎖性海域として、東京湾、伊勢湾、瀬戸内海を対象に、陸域からの汚濁負荷の総量を削減する水質総量規制基準の適用が開始されています。平成26年4月1日より、既設分も含めた全ての特定事業場からの特定排水に対して、第7次総量規制基準の適用が開始されました。また、関係20都府県において、第7次総量削減計画に基づき、総量規制基準の適用、下水道や浄化槽の整備促進等の取組を推進しました。(環境省、国交省)
 - ・ 閉鎖性水域の水環境改善のため、流域別下水道整備総合計画の策定・見直しを進めたほか、富栄養化の原因である窒素・りん等を除去する下水道の高度処理を推進しました。また、合流式下水道緊急改善事業制度等を活用し、合流式 下水道の効率的・効果的な改善対策を推進しました。(環境省、国交省)

2 海洋環境の保全等(3)

(2) 環境負荷の低減のための取組

- 近年、その深刻化が指摘されている漂流・漂着・海底ごみ問題について、平成26年度は特に次の取組を進めました。(環境省)
 - ・ 「美しく豊かな自然を保護するための海岸における良好な景観及び環境の保全に係る海岸漂着物等の処理等の推進に関する法律」(以下「海岸漂着物処理推進法」という。)及び同法に基づく基本方針を踏まえた総合的かつ効果的な施策の推進に努めているところである。(環境省)
 - ・ 海岸線を持つ39の都道府県のうち32の都道府県への補助により、都道府県又は市町村が海岸管理者等として実施する海岸漂着物等の回収・処理、発生抑制に関する事業等に対する支援を行いました。(環境省)
 - ・ 漂流・漂着・海底ごみの定量的かつ経年的な状況把握を行うため、モニタリングを実施しました。(環境省)
 - ・ 国立公園の海岸において、重要な景観要素であるウミガメや海鳥等の生物を保全する観点から、その繁殖地等における漂着ごみの清掃やモニタリング調査を行いました。(環境省)
 - ・ 発泡スチロール製のフロート等について、その処理費用の軽減方策及びリサイクル技術の開発等を推進するとともに、漁業活動中に回収した漂流物等の処理等に対する支援を行いました。(農水省)
 - ・ NOWPAPの枠組みで、ワークショップ等を開催するとともに、一般市民への普及啓発を目的とした国際海岸クリーンアップキャンペーン(ICC)に参加しました。(環境省、外務省)
- 水質総量削減の効果等を把握するため、東京湾、伊勢湾、瀬戸内海、有明海及び八代海について、陸域から発生するCOD、窒素、リンの汚濁負荷量を把握するとともに、これら海域における水質調査を実施しました。(環境省、国交省)
- 油及び有害液体物質流出事故に関する脆弱沿岸海域図について、その基礎となる地形データ及び動植物の分布等に関するデータの更新のため、情報収集等を順次実施しました。(環境省)
- 油防除活動を効果的に行うため、国土交通省中部地方整備局が所有する大型浚渫兼油回収船「清龍丸」が沼津港防災訓練(平成27年5月8日)に参加し、緊急支援物資輸送訓練及び油回収訓練を実施しました。同じく、北陸地方整備局が所有する大型浚渫兼油回収船「白山」が岩船港での村上市防災訓練(平成27年8月30日)、新潟港での大規模津波防災訓練(平成27年11月7日)に参加し、緊急支援物資輸送訓練及び油回収訓練を実施しました。(国交省)
- 旧ソ連・ロシアによる日本海・オホーツク海への放射性廃棄物の海洋投棄や過去に行われた核実験等による海洋環境への影響を把握するため、日本近海で、海水や海底土を採取し、人工放射性物質の調査を実施しました。(国交省)
- 東日本大震災の津波による有害物質、廃棄物の海上流出や油汚染による海洋汚染の状況を把握することを目的として、青森県から福島県にかけてモニタリング調査を実施しました。また、東京電力福島第一原子力発電所から漏出した放射性物質による海洋汚染については、「総合モニタリング計画」(平成23年8月モニタリング調整会議決定、平成26年4月1日改訂)に沿って、放射性物質のモニタリング調査を実施しました。(環境省)
- 「海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律」に基づく、二酸化炭素の海底下への貯留(CCS)に係る許可制度について、今後の適切な審査を実施するため日本近海における海洋生態系及び化学的性状の現状調査等を引き続き実施しました。また、海底から二酸化炭素が万一漏出した際に迅速に漏出を検知するための手法を検討しており、平成26年度は、漏出を検知する技術等について検討を進めました。(環境省)

2 海洋環境の保全等(4)

(2) 環境負荷の低減のための取組

- 国際海運からの二酸化炭素排出は京都議定書の対象外とされ、国際海事機関(IMO)で議論することとされています。我が国は、その削減のための国際的な枠組みを主導し、平成23年7月には、先進国、途上国の別なく国際海運に一律に適用する燃費規制を導入する条約改正が採択されています。この条約改正に対応するため、平成24年に「海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律」が改正され、平成25年1月から規制が開始されています。CO2排出削減及び優れた省エネ技術を有する我が国海事産業の国際競争力の向上のため、現在は更なる対策として、燃費規制の段階的強化や燃費報告制度(実運航での燃費の「見える化」)等の国際的枠組み作りの主導しています。具体的には、平成27年5月に開催されたIMOの第68回海洋環境保護委員会(MEPC68)において、燃費規制の段階的強化に関するレビューを我が国主導で行うとともに、燃費報告制度の対象船舶、船舶が報告すべきデータや報告時期等の制度設計を主導して参りました。また、MEPCの副議長を日本が務めることが決定されました。(国交省)
- 船舶からのバラスト水排出に伴い、バラスト水に含まれる有害水生生物及び病原体の越境移動による環境等への悪影響を防ぐことを目的とした「2004年の船舶のバラスト水及び沈殿物の規制及び管理のための国際条約」(船舶バラスト水規制管理条約) に関して、平成25年12月の第28回IMO総会において、バラスト水処理設備の搭載期限の見直しに関する総会決議が採択され、同処理設備搭載工事の集中が緩和されたことや、処理設備の供給体制が整ったことから、同条約を国内的に担保する、「海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律の一部を改正する法律」(平成26年法律第73号)が平成26年6月11日に成立し、関係政省令の一部改正を実施した後、平成26年10月10日に同条約を締結しました。平成27年度には、同条約の早期発効を目指し、未締結国に対し速やかに条約を締結するよう促すとともに、国内における条約の実施体制の準備として船舶検査体制の整備等を開始しました。(外務省、国交省、環境省)

3 排他的経済水域等の開発等の推進

○ 海洋基本計画を受けて、総合海洋政策本部参与会議は、前年度から引き続き平成27年度も「海域の利用の促進等の在り方プロジェクトチーム(PT)」を設置しました。同PTでは、海洋活動に適用される我が国及び諸外国の法制度について検討を行いました。(内閣官房)

(1) 排他的経済水域等の確保・保全等

- 国連海洋法条約(UNCLOS)に基づき、我が国は平成20年11月に「大陸棚の限界に関する委員会」に大陸棚延長申請を行い、平成24年4月に同委員会から勧告を受領しました。我が国は、勧告の内容について精査を行い、内容の疑義について平成25年7月に同委員会に質問書を発出し、平成26年3月に同委員会から回答を受領しました。これを受け、平成26年7月4日に総合海洋政策本部会合において「大陸棚の延長に向けた今後の取組方針」を決定しました。この取組方針に従い、沖ノ鳥島北方の四国海盆海域及び沖大東島南方の沖大東海嶺南方海域を延長大陸棚の範囲として定める政令(排他的経済水域及び大陸棚に関する法律第2条第2号の海域を定める政令)を同年9月9日に閣議決定し、同年10月1日に施行しました。また、そのほかの2海域については関係国との調整を行っており、勧告が行われず先送りとなった九州パラオ海嶺南部海域については、平成27年5月、山谷海洋政策担当大臣(当時)から国連副事務総長に対し、大陸棚限界委員会の事務局としての協力を要請するなど、早期に勧告が行われるよう努力を継続しています。さらに、我が国の国際法学者の研究グループにより、勧告先送りの法的問題をテーマとした国際シンポジウムを開催する予定(平成28年3月28日)です。(内閣官房、外務省、国交省)
- 東シナ海資源開発については、平成20年6月の合意後、各種ハイレベル会談等で中国側に対し、合意を実施に移すべく、国際約束締結に向けた交渉の実施を働きかけてきました。この結果、平成22年7月、東京において、第1回東シナ海資源開発に関する国際約束締結交渉が開催されましたが、中国側が一方的に同交渉の延期を表明して以来、同交渉は再開していません。中国に対しては、一方的な開発を行わないよう求めるとともに、平成20年6月の合意の早期実施を強く求めています。(外務省)
- 我が国の排他的経済水域等において、我が国の同意を得ない調査活動は平成26年は15件であったところ、平成27年は28件と増加しています。海上保安庁の巡視船・航空機により中止要求等を実施するとともに、外交ルートを通じた中止要求の伝達等、関係省庁が連携して的確に対処しました。(内閣官房、外務省、経産省、国交省)
- 平成22年6月に施行された「排他的経済水域及び大陸棚の保全及び利用の促進のための低潮線の保全及び拠点施設の整備等に関する法律」(以下「低潮線保全法」という。)に基づき指定された、低潮線保全区域(排他的経済水域等の限界を画する基礎となる低潮線の保全が必要な海域)について、区域内の海底の掘削等の行為規制の実施、低潮線保全区域における行為規制を周知するための看板の設置、衛星画像や防災ヘリコプター等を活用し、低潮線及びその周辺状況の人為的な損壊や自然侵食等の状況調査・巡視等を実施しました。平成27年末時点で、噴火活動状況を調査中の西之島を除き、低潮線保全区域内における制限行為及び地形変化は確認されておりません。(内閣官房、国交省)

(2) 排他的経済水域等の開発等を推進するための基盤・環境整備

- 低潮線保全法に基づき、特定離島(南鳥島及び沖ノ鳥島)において、排他的経済水域等の保全及び利用に関する活動の拠点として、船舶の係留・停泊、荷さばき等が可能となる特定離島港湾施設を整備(南鳥島では平成22年に、沖ノ鳥島では平成23年に着手)するとともに、国による管理体制の構築を図っています。(国交省)
- 沖ノ鳥島については、小島を防護する護岸コンクリートの損傷の点検やひび割れの補修等を継続実施するとともに、恒久的かつ安定的な国土の保全を図るための島の保全対策等を検討しています。(国交省)

4 海上輸送の確保(1)

<p>(1) 安定的な海上輸送体制の確保</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ トン数標準税制の適用を受けるために必要な日本船舶・船員確保計画の認定を受けた事業者は平成27年3月末現在8社となっています。平成24年9月に改正「海上運送法」が成立し、日本船舶を補充するものとして、日本の外航海運事業者の海外子会社が保有する外国船舶であって、海上運送法に基づく航海命令が発せられた場合に確実に確保かつ速やかにかに日本船舶に転籍して航行することが可能なものを「準日本船舶」として認定する制度が創設されました。これを受けて、平成25年度よりトン数標準税制の適用対象船舶に準日本船舶を追加し日本船舶の増加のペースアップと準日本船舶の確保の促進を図っています。また、トン数標準税制と併せ、環境対応船舶等の取得を支援する特別償却制度・買換特例制度や、国際船舶に係る特例措置等により、日本船舶の増加、日本商船隊の国際競争力の確保を通じて安定的な海上輸送体制の確保が図られています。(国交省) ○ 北極海航路に関する情報収集を行うとともに、「北極海航路に係る官民連携協議会」を平成26年度より継続して開催し、海運事業者及び荷主など民間企業等並びに係省庁との情報の共有を行っています。また、ロシアに対し、平成27年11月の日露運輸作業部会(次官級会合)において、情報提供を求めるとともに、北極海航路の利用促進に係る課題の解決に向けた働きかけを行いました。(国交省) ○ 北極問題の主要なプレイヤーとして、日本の強みである科学技術をさらに推進し、これを基盤に北極をめぐる国際社会の取組において主導的な役割を積極的に果たしていくため、平成27年10月16日、総合海洋政策本部において我が国初となる北極政策を決定しました。具体的取組として、①グローバルな政策判断・課題解決に資する北極域研究の強化等の研究開発、②科学的知見の発信と国際ルール形成への貢献等の国際協力、③北極海航路の利活用に向けた環境整備等の持続的な利用を定めており、同政策に基づき、政府においてこれら取組を実施しています。平成27年12月には、島尻海洋政策担当大臣が北極評議会の議長国である米国に出張し、同国科学技術担当大統領補佐官と意見交換を行い、今後、日米間で衛星・観測船・現地観測などの総合的な北極観測と分野横断的な北極研究に関する協力を拡大していくこととなりました。また、日本として北極評議会への関与と貢献を拡大していきたい旨表明し、米国から、日本の積極的な貢献を歓迎するとの好意的な反応がありました。(内閣官房、関係省庁)
<p>(2) 船員の確保・育成</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 内航分野においては、平成20年7月に施行された改正海上運送法に基づく日本船舶・船員確保計画の認定を受けた事業者が、新たに船員となろうとする者に特定の訓練及び資格取得等を受けさせた場合に助成金を支給しています。平成27年3月末をもって、認定されていた8件の計画が終了し、同年4月1日から開始される計画が新たに28件認定されたため、同日現在では197事業者が国土交通大臣による計画の認定を受けています。(国交省) ○ 内航船員の高齢化の進展による船員不足の解消に向け、関係機関と連携し、内航船員に関する情報が乏しいと思われる船員教育機関以外の学生等に対して、就業体験やキャリアパス説明会を開催することによって、内航船員を志向する若年者を増加させる取組を実施しました。(国交省) ○ 平成25年8月に船員の海上労働に関するグローバルスタンダードを定める「2006年の海上の労働に関する条約」を批准しました。これに先だって、同条約の批准に向け、労働時間規制を船長にも適用する等の船員の労働条件等に関する規制の見直し、国際航海等に従事する一定の日本船舶及び我が国に寄港する一定の外国船舶に対する船員の労働条件等についての検査制度の創設等の内容を盛り込んだ改正「船員法」が平成24年9月に公布され、同条約の発効に併せて、平成26年8月5日に施行しました。(外務省、国交省)

4 海上輸送の確保(2)

(3) 海上輸送拠点の整備

- 国際コンテナ戦略港湾政策については、平成22年8月に阪神港、京浜港を選定し、大水深岸壁の整備や「民」の視点を活かした効率的な港湾運営等、ハード・ソフト一体となった総合的な施策を実施してきました。しかし、この間にも、さらなる船舶の大型化や船社間の連携の進展により、基幹航路の寄港地絞り込み等が進んでいる状況が踏まえ、平成26年1月に、「国際コンテナ戦略港湾政策推進委員会」において、国際コンテナ戦略港湾への広域からの貨物集約等による「集貨」、国際コンテナ戦略港湾背後への産業集積等による「創貨」、大水深コンテナターミナルの機能強化や港湾運営会社に対する国の出資等による「競争力強化」の3本柱からなる「最終とりまとめ」を公表しました。(国交省)
- 阪神港においては、国も出資した「阪神国際港湾株式会社」が行う集貨事業に対して国費による支援を講じており、平成26年度においては、西日本諸港からの国際フェイダー航路の寄港便数が約4割増加し、阪神港へ約13万TEUを集貨しました。加えて、平成27年の神戸港のコンテナ貨物取扱個数が阪神・淡路大震災以降で最高を記録する見込みなど成果が開始しています。京浜港においても、平成27年4月に横浜港南本牧ふ頭において、我が国最大となる水深18mの大水深コンテナターミナルが供用を開始したほか、平成28年1月12日には、横浜港と川崎港で先行して「横浜川崎国際港湾株式会社」が設立されたところであり、平成27年度内の港湾運営会社の指定及び国出資を通じた国・港湾管理者・民間の協働体制の構築に向けて取組を進めています。(国交省)
- 我が国の産業の競争力強化や国民生活の向上に不可欠な穀物、鉄鉱石、石炭等のばら積み貨物の安定的かつ安価な供給を実現するため、平成23年5月、国際バルク戦略港湾として穀物を取り扱う5港(釧路港、鹿島港、名古屋港、志布志港)、石炭を取り扱う3港(小名浜港、徳山下松港・宇部港)、鉄鉱石を取り扱う3港(木更津港、水島港・福山港)を選定しました。また、ばら積み貨物の輸入拠点として、国土交通大臣が「特定貨物輸入拠点港湾」を指定するとともに、当該港湾に対する支援措置等を規定した「港湾法の一部を改正する法律」及び関係政省令が平成25年12月に施行されました。これを受け、同月に、小名浜港を全国初の特定貨物輸入拠点港(石炭)に指定しました。さらに、平成25年度税制改正において、荷さばき施設等の取得に係る固定資産税・都市計画税を軽減する特例措置が創設され、平成27年度税制改正において、平成28年度までの2年間の延長が認められました。個別港湾における取組としては、小名浜港において、平成25年度から、石炭を取り扱う水深18mの国際物流ターミナルの整備を実施しています。加えて釧路港において、平成26年度から、穀物を取り扱う水深14mの国際物流ターミナルの整備を実施しています。(国交省)
- 我が国全体と地域の経済・産業・生活を物流面から支えることを目的に、国際海運ネットワークにおける拠点としての国際海上コンテナターミナルや迅速かつ低廉な輸送物流体系を構築するための複合一貫輸送ターミナル等の整備を実施しています。(国交省)
- リサイクルポートとして指定された全国22港において、静脈物流拠点の形成に向け、積替・保管施設等の循環資源取扱支援施設の整備に対する支援や、必要な港湾施設の整備を実施しました。また、平成26年度に引き続き「モーダルシフト・輸送効率化による低炭素型静脈物流促進事業」を開始し、リサイクルポートを活用した静脈物流システムの低炭素化、低コスト化の事業を実施しました。(国交省)
- 港湾の整備を効率的に実施するため、沿岸域において波浪・潮位観測を行うとともに、沖合においては、地震発生時に津波観測にも資するGPS波浪計を用いた観測を行っています。(国交省)

5 海洋の安全の確保(1)

(1) 海洋の 安全保障 や治安の 確保

- 海上保安庁では、尖閣諸島周辺海域において、中国公船に対して領海に侵入しないよう警告するとともに、領海に侵入した場合には退去要求等を行い、領海外に退去させています。(国交省、外務省)
- 海上保安庁では、尖閣諸島周辺海域の領海警備に万全を期すため、大型巡視船14隻相当による尖閣領海警備専従体制の整備を進め、平成28年2月に専従体制が確立しました。(国交省)
- 平成26年、小笠原諸島周辺海域において多数確認された宝石サンゴを狙う中国船は、平成27年1月23日以降、同海域では確認されていませんが、その後、九州西方の排他的経済水域において検挙事案が発生するなど、依然として予断を許さない状況であることから、引き続き関係省庁が連携し、警戒を緩めることなく厳正な監視取締りを行っているほか、外交ルートや日中漁業協同委員会等の場を通じて累次中国側への申し入れを行っています。(国交省、農水省、外務省)
- 東南アジア海域における海賊対策として、海上保安庁では、同海域の沿岸国海上保安機関に対して、法執行等の能力向上支援を実施しているほか、毎年、巡視船や航空機を東南アジア海域等に派遣しています。また、日本が作成を主導したアジア海賊対策地域協力協定(ReCAAP)に基づき設立された情報共有センターに事務局長及び事務局長補を継続して派遣してきています。(国交省、外務省)
- ソマリア沖・アデン湾における海賊対策として、「海賊行為の処罰及び海賊行為への対処に関する法律」に基づき防衛省・自衛隊は護衛艦(海賊の逮捕、取調べ等の海賊活動に対する司法警察活動に備え、海上保安官8名が同乗)及びVP-3C哨戒機による同海域での民間船舶の防護及び警戒監視を実施しており、国土交通省海事局では、船社からの護衛申請の窓口業務及び護衛対象船舶の選定を行っているほか、海上自衛隊護衛艦が護衛する船舶に対する海賊襲撃事案は一切発生していません。(国交省、防衛省)
- 平成24年以降、ソマリア沖・アデン湾における海賊等事案の発生件数は、減少傾向にあるものの、ソマリア海賊を生み出す根本的原因は未だ解決されておらず、海賊による脅威が存在している状況にあります。一方で、海上保安庁が同海域に巡視船を派遣し、海賊行為に対処することは現状においては困難であるため、平成27年7月7日、「海賊行為の処罰及び海賊行為への対処に関する法律」第7条第1項に定める内閣総理大臣の承認(閣議決定)を受け、防衛大臣は平成28年7月23日までの間、引き続き自衛隊による海賊対処行動を継続することとしました。(国交省、防衛省、外務省)
- 派遣海賊対処行動水上部隊は、これまでの民間船舶の護衛に加え、平成25年12月から海賊対処のための多国籍の連合任務部隊であるCTF151に参加してゾーンデヴィアフェンス(特定海域の中で警戒監視を行う活動)を実施しており、平成26年2月からは派遣海賊対処行動航空隊もCTF151に参加してソマリア沖・アデン湾の警戒監視飛行を実施し、平成26年8月からは海上自衛官をCTF151司令部要員として派遣するとともに、平成27年5月末から同年8月までの間、伊藤弘海将補をCTF151司令官として派遣しました。(防衛省)
- 平成22年以降、ソマリア沖・アデン湾に集中していた海賊被害が、インド洋・アラビア海へと広域化したため、各国船舶において民間武装警備員の乗船が増加しました。しかし、日本籍船には銃砲刀剣類所持等取締法が適用されるため、銃器を用いた民間武装警備員による警備の実施が困難な状況でした。このことから、平成25年11月、一定の要件を満たす日本籍船において民間武装警備員による乗船警備を可能とする「海賊多発海域における日本船舶の警備に関する特別措置法」を施行し、的確な運用に努めています。(国交省)
- 海上保安庁では、全国の原子力発電所等の周辺海域に巡視船艇を常時配備するとともに、必要に応じて航空機による監視警戒を実施しています。(国交省)
- 平成27年5月にカナダ・オタワにおいて開催された拡散に対する安全保障構想(PSI)のオペレーション専門家会合(OEG)、同年11月にニュージーランド・ウェリントンにおいて開催されたニュージーランド主催PSI阻止机上訓練「MARU2015」、及び平成28年1月に米国・ワシントンにおいて開催されたPSI高級事務レベル会合に我が国の人員が参加しました。(外務省、警察庁、財務省、防衛省)

5 海洋の安全の確保(2)

(2)海上交通における安全対策

- 海運事業者の安全管理体制の構築を目指す運輸安全マネジメント評価を実施するとともに、旅客船及び貨物船に対する運航管理監査並びに船員法等に基づく船員労務監査等を実施しました。さらに、運航労務監理官及び船舶検査官が、一体となって訪船指導(立入検査)を実施することにより、指導監督の強化を図りました。(国交省)
- 平成27年7月に北海道苫小牧沖で発生した旅客船「さんふらわあ」の火災事故においては、適切な消火活動ができていなかったこと等が認められたことから、運航事業者に対して消火のための対策を講じるよう命令を発出した他、消火の専門家などから構成する「フェリー火災対策検討委員会」において、フェリーにおける火災対策の検討を行いました。(国交省)
- 国際機関における船舶の安全基準策定に関する協議に参画し、天然ガス等を燃料とする船舶の安全基準等の整備や平成25年6月にインド洋沖で発生した大型コンテナ船の折損事故を受けて、新たな構造安全対策の提案等に取り組みました。また、新たな国際基準に対応した国内法令の整備を実施しました。(国交省)
- 海難救助等においては、ヘリコプターを活用した機動救難体制により、迅速かつ的確に対応しています。また、捜索救助に関する合同訓練や机上訓練を定期的に実施するとともに、漂流予測の精度向上に取り組みました。(国交省)
- 地方公共団体、漁業協同組合、港湾関係者等で構成する協議会等においては、海洋汚染、海上災害に迅速かつ的確に対応できるよう油除訓練等を定期的に実施しています。(国交省)
- 海難の発生を未然に防止するため、船舶交通がふくそうする海域における海上交通センターのレーダー機能の強化及びシステムの二重化等の整備を実施しているほか、大規模災害発生時における船舶の安全かつ円滑な避難と被害の極小化に加えて、平時における船舶の管制信号待ちや渋滞の緩和のため、東京湾において海上交通管制業務の一元化を図っています。また、災害発生時においても安定した海上輸送ルートを確保するため、航路標識の耐震補強等の整備を実施しています。(国交省)
- 民間団体・関係行政機関と緊密に連携し、海難防止講習会等を通じて海難防止思想の普及等を図るとともに、安全運航等に関する現場指導を行うなど、海難防止対策を推進しています。(国交省)
- 船舶自動識別装置(AIS)を活用した航行安全情報の提供業務を継続して実施しているほか、事前登録されたメールアドレスに津波警報や航路標識の消灯等の緊急情報を電子メールで配信しています。(国交省)
- 外国船舶の海難防止対策の一環として、英語で表記した紙海図及び水路誌を刊行しているほか、ふくそう海域における航法の理解を促進するため、交通ルールを英語で記載した我が国初のルーティングガイド(伊勢湾)を平成27年3月に、同年7月23日にはルーティングガイド(東京湾)を刊行しました。(国交省)
- 船舶が安全な航海を行うために必要な情報や、航海用海図・水路誌等の内容を常に最新に維持するための情報を、水路通報及び管区水路通報としてインターネット等により提供しています。また、航海中の船舶に対して緊急に周知する必要がある情報については、海上保安庁が運用している通信施設のほか衛星通信、インターネット、ラジオ、漁業無線といった様々な媒体により航行警報として幅広く情報提供しています。さらに、平成26年からは、これらの文字情報を地図上に図示したデジタル情報をインターネットで提供しています。(国交省)
- 海況に関する情報を海洋速報としてインターネットにより提供するほか、来島海峡の潮流シミュレーション情報を提供しています。(国交省)
- SOLAS条約、MARPOL条約等の国際条約に定められた義務・役割を適正に果たし、適切な船舶検査及びポート・ステート・コントロール(PSC)実施体制を確保するため、船舶検査官、運航労務監理官及びPSC官の増員を実施しています。(国交省)

5 海洋の安全の確保(3)

(3) 海洋由来の自然災害への対応

- 設計外力を超えた津波に対し、津波が堤防を越流した場合でも堤防の効果が粘り強く発揮できるように構造の海岸堤防、防波堤等の整備を推進しました。平成26年6月に改正海岸法が成立し、施設と一体的に設置された根固工又は樹林(「緑の防潮堤」)等の「粘り強い構造」の堤防等を法律上明確に位置付け、一層の整備を推進しました。(農水省、国交省)
- 海岸における水門・陸閘等については、平成26年6月に改正海岸法が成立し、水門・陸閘等の操作方法、訓練等に関する操作規則等の策定を義務付けられるとともに、現場操作員の安全を最優先とした操作・退避ルールの策定指針をとりまとめるなど、水門・陸閘等の効果的な管理運用を進めました。また、平成27年4月に「津波・高潮対策における水門・陸閘等管理システムガイドライン」を改訂し、水門・陸閘等の自動化・遠隔操作化の推進及び効果的な管理運用を進めました。(農水省、国交省)
- 平成23年度に成立した「津波防災地域づくりに関する法律」に基づき、将来起こりうる津波災害の防止・軽減のため、都道府県の「津波浸水想定」の設定や「津波災害警戒区域等」の指定等の支援を行い、ハード・ソフトの施策を組み合わせた「多重防御」による「津波防災地域づくり」を推進しました。(国交省)
- 平成27年5月に改正水防法が成立し、想定し得る最大規模の高潮に対する避難体制等の充実・強化を図るため、高潮に係る水位・周知海岸及び高潮浸水想定区域の指定制度等を創設しました。また、高潮・高波による浸水被害の軽減を図るため、うち上げ高予報の実現に向けた、波浪やうち上げ高の観測及びうち上げ高予測システムの技術開発を推進しました。(農水省、国交省)
- 南海トラフの巨大地震の想定震源域(紀伊半島沖)に敷設した地震・津波観測監視システム(DONET1)を運用するとともに、同震源域(紀伊水道沖)にもより広範囲に同システム(DONET2)を構築するため、基幹ケーブルの敷設を完了するとともに、観測機器の設置を行いました。また、日本海津海底地震津波観測網(S-net)の整備に向けて、千葉県房総沖、岩手県沖、青森県沖に続いて、茨城県沖、福島県沖、宮城県沖で海底ケーブルと海底地震・津波計の敷設を行いました。また、これらの観測網から得られたデータの活用を進め緊急地震速報や津波観測情報の発表の迅速化等に取り組んでいます。(文科省、国交省)
- 船舶、沿岸の安全を確保するため、海洋気象観測船、漂流型海洋気象ブイ、沿岸波浪計、潮位計、衛星等を用いた観測、解析を通じた地域特性の把握及び地域特性を踏まえた高潮・波浪モデル等の予測技術の改良を行い、高潮・高波に関する防災情報の提供等を引き続き実施するほか、海上予報・警報の発表、気象無線模写通報(JMH)等を実施するとともに、台風予報の精度の向上に取り組みました。(国交省)
- 気象庁では、平成23年東北地方太平洋沖地震での甚大な津波被害を受け、津波警報の課題とその改善策について有識者、防災関係機関等による勉強会・検討会を開催して検討を行い、マグニチュード8を超えるような巨大地震による津波に対しても適切な警報を発表するとともに、簡潔な表現で避難を促す改善を実施した新しい津波警報の運用を平成25年3月から行っています。更に、沖合の津波観測資料から初期の水位分布を推定し沿岸の津波高を予測する新たな手法の導入に取り組んでいます。(国交省)
- 東日本大震災における大津波により多くの船舶被害等が発生したこと等を踏まえ、平成26年3月、津波避難マニュアルを作成するための手引きを作成し、船舶運航事業者における津波避難マニュアル作成を促進するため、必要な支援を行っています。(国交省)

6 海洋調査の推進(1)

(1) 総合的な海洋調査の推進

- 政府関係機関や研究機関では、海洋権益の保全、地震・津波防災対策、海底資源開発、水産資源管理、地球温暖化対策等に資する次のような海洋調査を実施しています。海洋調査の実施や結果の活用には、各機関の連携・協力が進められています。(内閣官房、文科省、農水省、経産省、国交省)
- ・ 内閣官房では、政府関係機関による海洋調査がさらに効果的・効率的に実施できるよう、調査計画情報の共有化を図るとともに、連携策の調整を行うなど、海洋調査の推進を図っています。(内閣官房)
- ・ 水産庁では、国立研究開発法人水産総合研究センター及び都道府県水産試験研究機関等の連携した調査船運航により、我が国周辺水域や外洋域において、水産資源の資源変動や分布回遊に影響を与える海洋環境等の調査を実施しています。また、水産庁に所属する漁業調査船により、北太平洋公海域等での水産資源や生態系の調査等も実施しています。(農水省)
- ・ 気象庁では、平成23年東北地方太平洋沖地震の震源域周辺に、ブイ式海底津波計を3台設置しており、これにより、当該海域付近で発生した津波の場合、地震発生後10分程度で検知可能となっています。ブイ式海底津波計の観測データは、「沖合の津波観測に関する情報」で発表し、津波警報の更新に活用しています。(国交省)
- ・ また、北西太平洋海域に観測定線を設定し、海洋気象観測船「凌風丸」、「啓風丸」により海洋観測を実施しています。観測データと共に、海洋環境の変化に関する情報を「海洋の健康診断表」として公表しています。(国交省)
- ・ 海上保安庁では、測量船と自律型潜水調査機器(AUV)を用いた海底地形調査によって、鹿児島県トカラ群島宝島沖の白浜曾根及び沖縄県宮古島北方の第3宮古海丘において、詳細な海底火山地形を発見しました。また、船舶の津波避難計画の策定等に役立てるため、港湾において予測される津波の挙動を示した津波防災情報図を南海トラフ地震の震源域に面した沿岸域の23箇所において整備しました。平成25年11月には西之島付近で新島を確認して以来、火山活動状況の監視・観測を継続しています。(国交省)
- ・ 国立研究開発法人海洋研究開発機構では、「よこすか」、「かいれい」、「みらい」、「白鳳丸」、「新青丸」及び「ちきゅう」といった船舶、潜水調査船「しんかい6500」の他、「うらしま」、「ハイパードルフィン」、「かいこう7000-II」などの探査機を活用して海洋調査を進めていきます。平成26年度は、海洋生態メカニズムの調査、海溝型地震・巨大津波の実態解明に向けた地質・地球物理研究調査、北極海における気候変動の調査、海洋資源の成因に関する科学的調査等を実施しました。(文科省)
- 我が国周辺海域における海洋環境保全対策を効果的かつ効果的に実施するため、油分、重金属等の陸上・海上起因の汚染物質の海洋環境におけるバックグラウンド数値の経年変化の把握に取り組みました。(国交省)
- 海難事故の発生した際の巡視船や航空機による捜索救助活動や流出油の防除活動を迅速かつ的確に実施するため、関係府省連携の下、漂流予測手法の精度向上に取り組みました。(国交省)

6 海洋調査の推進(2)

(2) 海洋に関する情報の一元的管理及び公開

- 海洋調査データの収集・管理・公開に関し、利用者の利便性の向上を図るため、海洋調査データの収集・管理・公開に関する共通ルール、各調査実施機関の共通ルールに基づく取組状況に関すること等について、有識者会議によるフォローアップを行っています。(内閣官房)
- 海洋状況把握(MDA)については、平成27年3月に内閣官房総合海洋政策本部事務局、同国家安全保障局及び内閣府宇宙戦略室が中心となって「海洋状況把握に係る関係府省等連絡調整会議」を設置し、同年10月、この会議において、MDA実現に向けた基本コンセプトとして「我が国における海洋状況把握(MDA)について」をとりまとめました。(内閣官房)
- 政府関係機関が保有する海洋に関する情報の概要、入手方法等をインターネット上で一括して検索できる「海洋情報クリアリングハウス(マリンページ)」を、内閣官房と海上保安庁が関係機関と協力して構築し、運用しています。平成27年は約78,000件の利用がありました。(内閣官房、国交省)
- 海上保安庁では、海洋情報をインターネットでビジュアルに重ね合わせてパソコン及びタブレット端末で見ることができる「海洋台帳」を運用しています。平成27年は1年で約5,300,000件の利用がありました。(国交省)

7 海洋科学技術に関する研究開発の推進等(1)

○ 海洋基本計画を受けて、総合海洋政策本部参与会議は、平成27年度に新たに「海洋科学技術プロジェクトチーム(PT)」を設置し、①海洋科学技術に関し、国として取り組むべき重点課題、②長期的視野に立って、海洋科学技術の基礎研究や基幹技術の研究開発を推進する方向性、③①及び②に関連して、府省の枠を越えた枠組みや環境整備について集中的に検討を進めるとともに、海洋基本計画第2部「7 海洋科学技術に関する研究開発の推進等」に掲げられた施策等についてフォローアップを行いました。(内閣官房)

(1) 国として取り組むべき重要課題に対する研究開発の推進

- 第4期科学技術基本計画等を踏まえ、将来にわたる持続的な成長と社会の実現、我が国が直面する重要課題への対応に必要な海洋分野の研究開発として、海洋エネルギー・鉱物資源の開発、海洋再生可能エネルギーの開発、巨大海底地震・津波への対応、地球環境問題への対応等に関する研究開発を推進するとともに、国自らが長期的視点に立って成果を蓄積していくべき国家基幹技術の研究開発を推進しています。主な取組は以下に挙げるとおりです。(内閣官房、経産省、文科省、総務省、内閣府、環境省)
- ・ 海洋エネルギー・鉱物資源に関する探査機器・探査手法の開発については、海洋鉱物資源の存在位置や資源量の把握に必要な海底地形、海水の化学成分、海底下構造・物性等について計測するためのセンサー等の技術開発を実施しています。平成27年度は、文部科学省の事業である海洋鉱物資源広域探査システム開発において開発されたセンサー技術を用いて、伊豆諸島青ヶ島の東に海底熱水鉱床の新たな発見や、拓洋第5海山にてコバルトリッチクラストの全自動計測等を実施しました。平成26年度は内閣府の事業である戦略的イノベーション創造プログラム(SIP)において、堆積物に覆われていて海底面に露出していない鉱床(いわゆる潜頭性鉱床)の科学的成因論を確立するため、沖縄の伊平屋北海丘海底下鉱体とその源となる海底下熱水域分布の把握を目的とした科学調査を行ったところ、沖縄海域で発見された中では最大の熱水溜まりを形成している可能性が示されました。本調査では、SIPの「次世代海洋資源調査技術」として、ドリルパイプの先端近くに物理計測センサーを搭載し、掘削と同時に孔内で各種計測を行う掘削同時検層を実施しました。その結果、掘削同時検層データから推定される海底熱水鉱床の母体となる試料を得ることに成功し、油田開発で用いられてきた掘削同時検層が海底熱水鉱床の開発に応用可能であると示すことができました。(内閣府、総務省、文科省、国交省、環境省)
- ・ 海洋再生可能エネルギーの開発については、着床式及び浮体式の洋上風力発電システムの海上風力発電システムについて実証研究等を進めています。また、波力や海流等の海洋エネルギーを利用した発電については、実用段階に比較的近い海洋エネルギーを活用した発電装置の性能の向上などを目指して実証研究や要素技術開発を行っています。(内閣官房、内閣府、文科省、農水省、経産省、環境省)
- ・ 海溝型巨大地震・津波への対応については、南海トラフの巨大地震の想定震源域に敷設した地震・津波観測監視システム(DONET)を運用・整備するとともに、それらから得られる観測情報の社会実装を、地方自治体及び民間企業と共同で実施しています。また、日本海溝海底地震津波観測網(S-net)の整備に向けて、千葉県沖、青森県沖に続いて、茨城県沖、福島県沖、宮城県沖で海底ケーブルと海底地震・津波計の敷設工事を行いました。(文科省)

7 海洋科学技術に関する研究開発の推進等(2)

(1) 国として取り組むべき重要課題に対する研究開発の推進

(前ページからの続き)

- ・ 地球環境問題への対応については、極端な気象現象を引き起こす気候変動が起きる確率・シナリオ・災害や被害などを評価し、リスクマネジメントに役立てる情報を創出することを目的とした「気候変動リスク情報創生プログラム」を実施しています。また、気候変動により生じる被害を抑制するため、高潮や海岸被害等の気候変動影響評価や適応策の効果の評価等を総合的に行う技術を自治体等と共同で開発し、自治体による気候変動適応策の導入を支援する「気候変動適応技術社会実装プログラム」を実施しています。また、地球温暖化の影響が顕著に現れる北極に関して、平成25年5月、我が国は北極評議会(AC)のオブザーバー資格を取得し、ACの各種会合において北極に関する学術研究で蓄積した知見をもとに貢献しています。具体的には、北極環境研究に関する長期計画の策定や研究・観測推進の基礎整備に関する検討、国際協力・連携の推進・検討、人材育成の方針の検討を行うとともに、それらを社会に対して提案していく推進・調整組織「北極環境研究コンソーシアム」を平成23年度に創設し、我が国研究者の連携体制を整備するとともに、モデル研究者と観測研究者の協働による研究活動を推進しています(全国41機関、約400人の研究者が参加)。(文科省)
- ・ <4(1)再掲>北極問題の主要なプレイヤーとして、日本の強みである科学技術をさらに推進し、これを基盤に北極をめぐる国際社会の取組において主導的な役割を積極的に果たしていくため、平成27年10月16日、総合海洋政策本部において我が国初となる北極政策を決定しました。具体的取組として、①グローバルな政策判断・課題解決に資する北極域研究の強化等の研究開発、②科学的知見の発信と国際ルール形成への貢献等の国際協力、③北極海航路の利活用に向けた環境整備等の持続的な利用を定めており、同政策に基づき、政府においてこれら取組を実施しています。平成27年12月には、島尻海洋政策担当大臣が北極評議会の議長国である米国に出張し、同国科学技術担当大統領補佐官と意見交換を行い、今後、日米間で衛星・観測船・現地観測などの総合的な北極観測と分野横断的な北極研究に関する協力を拡大していくこととなりました。また、日本として北極評議会への関与と貢献を拡大していきたい旨表明し、米国から、日本の積極的な貢献を歓迎するとの好意的な反応がありました。(内閣官房、関係省庁)
- ・ 国家基幹技術については、「海洋地球観測探査システム」を構成する技術として、「世界最高の深海底ライザー掘削技術の開発」「次世代型巡航探査機技術の開発」「大深度高機能無人探査機技術の開発」を推進しています。平成27年度も引き続き、「世界最高の深海底ライザー掘削技術の開発」に向けて、高比強度素材、高比剛性の炭素繊維強化プラスチック(CFRP)を適用したライザー管の開発に関する各種強度試験(引張・疲労・圧潰)、稼働水深計算を行い、4,000m超ライザーの実現可能性を確認しました。(文科省)
- 地球環境変動、地球内部構造及び地殻内生命圏の解明を目的とした多国間国際共同プロジェクトである国際深海科学掘削計画(IODP)において、我が国は、ライザー掘削方式による大深度掘削が可能で地球深部探査船「ちきゅう」の提供のほか、採取した地質試料の保管・分析を行う高知コアセンターを国際的に運用し、掘削提案書の科学審査を行う人材を派遣するなどハード面、ソフト面で多くの貢献をしています。(文科省)
- 国立研究開発法人水産総合研究センターでは、新たな中期目標の下、「水産物の安定供給の確保」と「水産物の健全な発展」の基本理念に基づき、行政機関と連携して水産業が抱える課題解決に当たするため、①我が国周辺及び国際水産資源の持続可能な利用のための管理技術の開発、②沿岸漁業の振興のための水産資源の積極的な造成と合理的利用並びに漁場環境の保全技術の開発、③持続的な養殖業の発展に向けた生産性向上技術と環境対策技術の開発、④水産物の安全・消費者の信頼確保と水産業の発展のための研究開発、⑤基盤となるモニタリング及び基礎的・先導的研究開発の5課題を重点的に実施しました。(農水省)
- 海洋生物資源を持続的に利用するとともに、産業創出につなげていくことを目的に、平成23年度から10年間の予定で、海洋生物資源の新たな生産手法の開発や海洋生態系の構造・機能の解明に関する研究開発を行っています。(文科省)

7 海洋科学技術に関する研究開発の推進等(3)

<p>(1) 国として取り組むべき重要課題に対する研究開発の推進</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 大学や研究機関によるネットワークとして東北マリンサイエンス拠点を形成し、東北の復興を図るための研究開発を推進する事業として、平成23年度に海洋生態系の調査研究を開始したほか、平成23年度のフューチャリテイスタディを経て、平成24年度より新たな産業の創成につながる技術開発を本格的に実施しています。(文科省) ○ 文部科学省、経済産業省、農林水産省及び総務省が共同で選定する「地域イノベーション戦略推進地域」の一つとして、平成24年度に「えひめ水産イノベーション創出地域」が選ばれ、関連の事業を推進しています。(文科省、農水省、経産省、総務省)
<p>(2) 基礎研究及び中長期的視点に立った研究開発の推進</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 大学等において、研究者の自由な発想に基づく多様な研究が行われています。(文科省) ○ 沖縄科学技術大学院大学においては、海底の活発な熱水活動域、生物の多様性豊かなサンゴ礁、世界有数の流れの強い海流である黒潮に囲まれるなどの優位性を誇る沖縄の海洋環境の長期的な活用、保全に向けて、沖縄近海における海洋環境観測、サンゴ等のゲノム科学的研究を実施しています。(内閣府)
<p>(3) 海洋科学技術の共通基盤の充実及び強化</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 国立研究開発法人海洋研究開発機構では、我が国周辺に存在する海洋資源の科学調査等海底の広域調査を加速するため、海底広域研究船「かいめい」の建造を引き続き行っています。同船は平成28年度に性能確認試験、慣熟航海を実施した後、実運用していただく予定です。(文科省) ○ 平成26～27年度の2か年計画で、東京海洋大学の練習船「神鷹丸」の代船を建造しています。(文科省)
<p>(4) 宇宙を活用した施策の推進</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 平成24年5月には国立研究開発法人宇宙航空研究開発機構が開発した水循環変動観測衛星GCOM-W「しずく」が打ち上げられ、そこに搭載された高性能マイクロ波放射計2(AMSR2)による海面観測データ(水温、海水分布等)の利用が拡大しています。例えば気象庁においては、海洋を含んだ気象予報において「ひまわり」等とともに「しずく」のデータが活用されるとともに、海面水温解析(平成25年5月から)や、オホーツク海海水解析(同年12月から)への定常利用が始まりました。また、海上保安庁では、黒潮など日本周辺の海流の流路解析に「しずく」データも活用し、「海洋速報」をウェブサイトで公開している。(文科省、国交省) ○ 全球の温室効果ガス排出量の把握と今後の気候変動予測等に資するため、温室効果ガス観測技術衛星「いぶき」(GOSAT)による海洋上を含む地球規模の温室効果ガスの観測を実施しました。また、平成29年度の打ち上げを目指し、精度や観測点数といった観測技術を飛躍的に向上させた2号機の開発を行っています。(環境省)

8 海洋産業の振興及び国際競争力の強化(1)

○ 海洋基本計画を受けて、総合海洋政策本部参加会議は、前年度から引き続き平成27年度も「新海洋産業振興・創出プロジェクトチーム(PT)」を設置し、同PTにおいて①海洋基本計画、参加会議意見書のフォローアップを行うとともに、②重要テーマとして海洋産業への参入促進策の検討を行いました。(内閣官房)

(1) 経営基盤の強化

- 日本船舶及び船員の確保等を計画的に行い安定的な海上輸送の確保を図るため、平成20年6月に成立した「海上運送法及び船員法の一部を改正する法律」に基づき日本船舶・船員確保計画の認定を受けた事業者に対する支援を継続しています。また、内航船員の高齢化の進展による船員不足の解消に向け、船員教育機関以外の学生等に対して、就業体験やキャリアパス説明会を開催することによって、内航船員を志向する若年者を増加させる取組を実施しました。(国交省)
- 優れた環境性能と高い経済性を有するスーパーエコシップ(SES)の普及促進を図るため、独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構の船舶共有建造制度を活用した支援を引き続き実施しました。(国交省)
- 平成28年1月に交通政策審議会海事分科会海事イノベーション部会が設置され、「製品・サービスの力」、新事業分野を「拓く力」、船舶を建造する「造る力」と「人の力」を高めることにより、船舶の開発から建造、運航に至る海事産業の生産性革命を成し遂げ、造船の輸出拡大と地方創生を推進する取組について検討を開始しました。(国交省)
- 海洋環境保全に一層注力する観点から、国際海運からのCO2排出量を大幅削減することを目指した世界最先端の海洋環境技術開発を推進するとともに、更なるCO2排出削減及び優れた省エネ技術を有する我が国海事産業の国際競争力の向上のため、燃費規制の段階的強化及び燃費報告制度(実運航での燃費の「見える化」)等の経済的手法の国際的枠組み作りに主導的に取組んでいます。(国交省)
- 環境負荷の少ない天然ガス燃料船の普及促進等の観点から、平成27年6月、国際海事機関(IMO)における国際ガス燃料船安全コードの策定に貢献しました。また、平成25年度から「省エネルギー型ロジスティクス等推進事業費補助金」(経済産業省・国土交通省連携事業)を活用して建造していた国内初の天然ガス燃料船が平成27年9月に就航しました。(国交省)
- 燃料電池車の普及等に資する液化水素の利用促進の観点から、平成27年9月、世界初の液化水素運搬船の安全基準について、オーストラリアと共同でIMOに提案し、国際基準化を進めています。(国交省)
- 国民への水産物の安定供給を図るため、計画的に資源管理に取り組み漁業者を対象に、漁業共済の仕組みを活用した資源管理・収入安定対策とコスト対策を組み合わせて、総合的な経営基盤の強化を推進しました。(農水省)
- 地域漁業の活性化・競争力の強化を図るため、省エネ・省力型の高性能漁船の導入や新たな付加価値向上等に関する実証への取組を支援し、収益性の高い操業・生産体制への転換を促進する漁業構造改革総合対策事業を実施しました。(農水省)
- 原油価格・配合飼料価格の急激な上昇が漁業経営に及ぼす影響を緩和するため、漁業者・養殖業者と国とが拠出を行い、原油価格・配合飼料価格が一定の基準を超えて上昇した場合に、拠出を行った漁業者・養殖業者に補てん金を交付する漁業経営セーフティネット構築事業に継続して支援しました。(農水省)
- 産地から消費地までの流通過程の目詰まりを解消するため、販売ニーズや産地情報の共有化を行う取組や、漁業者等が地域の漁獲物を利用した商品開発を行う際に必要となる機器導入等への支援を実施しました。(農水省)
- 海面養殖業の振興を図るため、低魚粉飼料技術の開発等への支援を継続して実施するとともに、クロマグロの増養殖技術の開発を推進しました。(農水省)

8 海洋産業の振興及び国際競争力の強化(2)

<p>(1)経営基盤の強化</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 漁業への新規就業者を確保・育成するため、漁業学校等で学ぶ若者に対する資金の給付や、漁業への就業希望者に対する求人・求職等の情報の提供、就業支援フェアの開催、現場での長期研修等の実施を支援しました。(農水省) ○ 東日本大震災による水産関係の被害は前例のない規模であり、被災地の水産の早期復興は、地域経済や生活基盤の復興に直結するだけでなく、国民に対する水産物の安定供給にとっても重要な課題です。このため、「水産基本計画」に示された考え方のもとに関係地域における、瓦礫処理、漁港(平成27年11月末現在、約9割の漁港で陸揚げが可能な状況となっている。)・漁場復旧、漁船確保、養殖業の再開、流通・加工施設整備等、水産加工業者の販路回復の必要な支援を実施しました。(農水省) ○ 漁船漁業等の経営の安定化を図るため、省エネルギー・省コスト化に資する革新的な技術について、漁業者が行う実証試験に対する支援を実施しました。(農水省)
<p>(2)新たな海洋産業の創出</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 賑わいや交流を創出するみなどの施設を「みなどオアシス」に登録し、住民参加による地域活性化の取組を促進しました。平成28年1月末現在、登録港が86港、仮登録港が4港となっています。また、災害発生時における防災拠点としての活用に向けて、「みなどオアシス」の運営主体等と協力して防災訓練を実施しました。(国交省) ○ マリンレジャーの振興や地域の活性化を推進するため、誰でも、気軽に、安心して楽しめる施設である「海の駅」の設置を推進しています。また、「海の駅」の設置拡大と並行して、その魅力の増大、取り組みの活性化、認知度の向上など、地域と連携した活動を実施しました。(国交省) ○ 東日本大震災の地震・津波により、沿岸域の漁場を含め海洋生態系が劇的に変化したことを踏まえ、大学等による復興支援のためのネットワークとして東北マリンサイエンス拠点を形成することとし、大学等の技術シーズを活用して被災地域に新たな産業を振興することを目指す。また、新たな養殖技術の研究開発や未利用資源の利用技術の研究開発等を実施しています。(文科省) ○ 海洋開発に携わる企業及び同分野へ参入しようとする企業に対する情報提供のため、浮体式生産設備、掘削リグ等について、現在の市場において活躍する企業群とその市場占有率及び市場規模を調査により推定し、海洋石油ガス開発技術マップを作成しました。(国交省) ○ 平成27年度、我が国の造船・海運業界により設立されたJ-DeEP技術研究組合に対し、ロジスティックハブの実現に向けた調査研究を支援しました。また、平成26年度に策定したFLNGの安全ガイドラインが平成27年12月には日本海事協会のガイドラインにも取り入れられました。(国交省) ○ 水深3,000m以深を掘削する次世代大水深用セミサブ(半潜水型)掘削リグの船体の研究開発及び大出力発電機関や高精度位置保持システム等の浮体式液化天然ガス生産貯蔵積出設備(FLNG)の要素技術の開発に対して助成を実施しています。(国交省) ○ 平成27年10月、(株)海外交通・都市開発事業支援機構(JOIN)による出資第1号案件としてベトナム・ホーチミン近郊のチャーバイ港整備・運営事業に対する支援が決定されました(総事業費約65億円)。本事業を通じ、我が国事業者による海外港湾運営実績が蓄積され、今後の海外展開の促進に資することが期待されます。(国交省)

8 海洋産業の振興及び国際競争力の強化(3)

(2) 新たな海洋産業の創出

- 無料公衆無線LAN整備促進協議会の情報を「全国クルーズ活性化会議」(全国116団体の港湾管理者等が参加)や「みなとオアシス」全国協議会(全国113団体等のみとオアシス運営主体等が参加)を通じて周知するとともに、「観光立国実現に向けた多言語対応の改善・強化のためのガイドライン」を周知するなど、クルーズ船等が利用するターミナルにおける、多言語対応の促進や無料公衆無線LAN環境の提供の普及に向けた取組を推進しました。(国交省)
- 我が国へのクルーズ船の寄港促進を図るため、クルーズ船社が寄港スケジュールの立案に必要な情報となる港湾施設の諸元や寄港地周辺の観光情報をウェブサイトで一元的に発信しているところ、港湾施設情報について、平成27年6月に掲載する港湾の追加、防舷材・係船柱の情報追加など充実を図りました。また、観光情報について、外国クルーズ船社等の更なるニーズに対応するため、平成27年11月に港湾周辺で行われるおおよそ2年から3年先までのイベントのスケジュールが一望できる機能追加など充実を図りました。(国交省)
- 「全国クルーズ活性化会議」と連携し、我が国へのクルーズ船の寄港促進やこれに伴う地域活性化を図るため、平成27年11月から平成27年12月にかけて、クルーズ船2社のキーパーソンを招請し、我が国各港への寄港の安全性や寄港地周辺の魅力をプロモーションするとともに、この招請の機会を捉え、港湾管理者及び自治体14港12団体との商談会を2回開催しました。(国交省)
- 外国クルーズ船の日本への寄港を増加させるため、平成27年11月開催の第16回北東アジア港湾局長会議(日中韓三国の港湾担当部長の局長で構成)のワーキンググループにおいて、日中韓のクルーズ促進に関するベストプラクティス集をまとめ、各国で共有しました。(国交省)
- クルーズ旅客等による消費の拡大を通じた地域活性化を図るため、平成27年4月に創設された「クルーズ埠頭における臨時の免税店届出制度」の活用を促し、平成28年1月末現在で23回のクルーズ船の寄港に際し、のべ37店舗の臨時の免税店が埠頭に开店されました。(国交省)
- 物流ターミナル等の既存施設を活用しつつ、クルーズ船の寄港増や大型化に対応するため、平成27年に八代港等で係船柱、防舷材の追加設置による大型クルーズ船の受入環境の改善を図るとともに、石垣港等において旅客船ターミナルの機能強化等を推進しました。(国交省)
- 外航クルーズ船の受入環境の改善に向け、民間事業者による旅客施設等の建設又は改良に係る資金の無利子貸付制度等を創設するための港湾法の一部を改正する法律案が平成28年2月に閣議決定されました。(国交省)

9 沿岸域の総合的管理(1)

<p>(1) 沿岸域の総合的管理の推進</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 地方における沿岸域の総合的管理を推進するため、沿岸域の総合的管理に取り組む関係者が先進的な取組に関する情報を共有できるよう、平成26年度に公表した新たな取組事例を盛り込んだ先進事例集の改訂版の周知に努めました。(内閣官房) ○ 国土形成計画(全国計画)のモニタリングの中で「海域の利用及び保全」に関して検討、評価を行いました。(国交省)
<p>(2) 陸域と一体的に行う沿岸域管理</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 土砂の流れの変化に起因する問題が起きている沿岸域において、問題を解決するため土砂移動のメカニズムを把握する調査を実施するとともに、土砂管理に関する事業の連携方針や、適正な土砂管理に向けた総合土砂管理計画を策定し、方針・計画に基づき総合的な土砂管理の取組を推進しました。なお、平成27年11月には、安倍川、日野川に続き一級水系で3例目となる総合土砂管理計画を相模川で策定しました。個別分野においては、ダムでは排砂バイパスの設置やダム下流への土砂還元、砂防では適切な土砂を下流へ流すことのできる砂防堰堤の設置や既設砂防堰堤の透過化、河川では河川砂利採取の適正化、海岸では砂浜の回復を図るため、サンドバイパスや離岸堤等侵食対策を実施しました。(国交省) ○ 流出する赤土等を補足する排水施設や沈砂池等を整備するとともに、発生源対策として法面・植生保護等を実施しました。(農水省) ○ 汚水処理施設の普及促進のため、下水道整備を予定している箇所について、「下水道クイックプロジェクト」による地域の実情に応じた早期、低コストな下水道整備手法の確立を行い、汚水処理人口普及率の向上を図りました。また、合流式下水道緊急改善事業制度等を活用し、合流式下水道の効率的・効果的な改善対策を推進しました。(国交省) ○ 閉鎖性水域等の水質環境基準達成を目標に、下水処理施設の高度処理の導入を推進しました。(国交省) ○ 関係20都府県は、環境大臣の同意を経て策定した第7次総量削減計画に基づき、総量規制基準の適用、下水道や浄化槽の整備促進等の取組を推進しました。また、平成27年12月には、中央環境審議会より「第8次水質総量削減の在り方について(答申)」がなされました。(国交省、環境省) ○ 産地活性化総合対策事業による家畜排せつ物利用施設整備に対する融資主体型補助及び生産した堆肥等の有効利用への支援等、畜産排水の点源負荷対策を行うとともに、環境保全型農業の推進により農地の面源負荷対策を行いました。(農水省) ○ 陸域から河川を通じて流出する汚濁負荷の把握に努めるとともに、汚濁負荷の削減、適正管理を実施しつつ、第2期水環境改善緊急行動計画(清流ルネッサンスII)等を活用することにより、河川管理者・下水道管理者等の関係者が一体となって、水環境の悪化が著しい河川等における汚泥浚渫、河川浄化施設整備、下水道整備等の対策を推進しました。(国交省) ○ 東京湾、大阪湾、伊勢湾及び広島湾において、各湾の再生行動計画に基づき、関係機関の連携の下、各種施策を総合的に推進しました。東京湾においては、平成25年5月に今後10年間の「東京湾再生のための行動計画(第二期)」を新たに策定するとともに、同年11月に、多様な関係者の参画による議論や行動の活発化・多様化を図るため、多様な主体で構成される「東京湾再生官民連携フォーラム」が設置されました。また、大阪湾においては、平成26年5月に今後10年間の「大阪湾再生行動計画(第二期)」を策定し、新たな取り組みとして栄養塩の供給対策等を実施することになりました。(国交省、環境省) ○ 水産物の安定供給と藻場・干潟等の有する公益的機能の維持を図るため、漁業者や地域の住民等が行う藻場・干潟等の保全活動を支援するとともに、保全活動状況の報告会の開催や技術的サポート等を実施しました。(農水省) ○ <2(1)再掲>人の手で陸域と沿岸海域が一体的に総合管理されることによって物質循環機能が適切に保たれ、豊かで多様な生態系と自然環境が保全された「里海」の創生を目指し、国内外へ「里海」の概念を普及するため、ウェブサイト「里海ネット」による情報提供を引き続き行っています。(環境省)

9 沿岸域の総合的管理(2)

<p>(2)陸域と一体的に行う沿岸域管理</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 国際サンゴ礁イニシアティブ(ICRI)の枠組の下、平成26年10月に恩納村(沖縄県)で開催した第29回ICRI総会の決定に基づき、サンゴ礁が陸域から受ける影響に留意しながら地域主体で進めているサンゴ礁保全の優良事例を収集・整理し、ICRIメンバーをはじめとする関係者にその情報を配布しました。(環境省) ○ 河川における市民と連携した清掃活動、ゴミマップの作成、不法投棄の防止に向けた普及啓発活動等を推進しました。(国交省) ○ 毎年5月30日(ごみゼロの日)から6月5日(環境の日)までを「全国ごみ不法投棄監視ウィーク」として設定し、国、都道府県等、市民等が連携して監視活動や啓発運動を一齐に実施する等、不法投棄撲滅のための取組の強化を図りました。(環境省) ○ 災害関連緊急大規模漂着流木等処理対策事業により、流木等の緊急的な処理に対し海岸管理者への支援を推進しました。平成26年度は、静岡県(台風18号・台風19号による豪雨)等の海岸で漂着流木の処理対策を実施しました。(国交省) ○ 平成23年11月に策定された「河川・海岸構造物の復旧における景観配慮の手引き」に基づき、被災地の景観・環境に配慮した河川・海岸構造物の整備を実施しました。(国交省) ○ 災害からの海岸の防護に加え、海辺へのアクセスの確保等、利用者の利便性や地域社会の生活環境の向上に寄与する海岸の整備を実施しました。(国交省) ○ 津波・高潮・波浪その他海水又は地盤の変動による被害からの海岸防護、海岸の多様な生態系や美しい景観等の保全を図る海岸環境の整備及び保全、人々の多様な利用が適正に行われる海岸の保全を推進しました。(国交省) ○ 海辺の空間を有効活用した公園、緑地等について、4箇所の国営公園及び地方公共団体による大規模公園等の整備を継続して推進しました。(国交省)
<p>(3)閉鎖性海域での沿岸域管理の推進</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 国立・国定公園において指定された海域公園地区の適正な管理を推進しました。(環境省) ○ <2(1)再掲>瀬戸内海について、豊かな海の実現を目指し、また、生物多様性の向上等新たな課題に対応するため、瀬戸内海環境保全基本計画の変更について平成27年2月に閣議決定しました。また、同年10月には議員立法により、瀬戸内海環境保全特別措置法が改正されました。(環境省) ○ <2(1)再掲>有明海及び八代海等について、有明海及び八代海等を再生するための特別措置に関する法律(平成14年法律第120号)に基づき設置された有明海・八代海等総合調査評価委員会において、国及び関係県が実施した総合的な調査の結果を基に有明海及び八代海等の再生に係る評価が進められています。(環境省) ○ 海洋環境の保全を図るため、東京湾、伊勢湾、瀬戸内海及び有明海・八代海において、地方整備局が保有する海洋環境整備船により、海面を浮遊するごみ、油の回収を実施しました。(国交省)
<p>(4)沿岸域における利用調整</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 海面利用ルールの策定に向けた関係者間の協議の状況、ルール・マナーの効果的な周知、啓発等に関する情報交換を都道府県の水産・漁港担当部局と実施しました。(農水省) ○ 地域における自主的な安全対策の充実・促進のため、利用ルール未設定地域における新たな策定に係る地方公共団体等との協議・連携の推進及び自主ルールの運用に関する支援を行うとともに、民間ボランティアやマリネレジャー関係団体等と連携を図り、利用ルールに関する周知・啓発活動を実施しました。(国交省)

10 離島の保全等(1)

(1) 離島の保全・管理

- <3(1)再掲>平成22年6月に施行された「排他的経済水域及び大陸棚の保全及び利用の促進のための低潮線の保全及び拠点施設の整備等に関する法律」(以下「低潮線保全法」という。)に基づき指定された、低潮線保全区域(排他的経済水域等の限界を画する基礎となる低潮線の保全が必要な海域)について、区域内の海底の掘削等の行為規制の実施、低潮線保全区域における行為規制を周知するための看板の設置、衛星画像や防災ヘリコプター等を活用し、低潮線及びその周辺状況の人為的な損壊や自然侵食等の状況調査・巡視等を実施しました。平成27年末時点で、噴火活動状況を調査中の西之島を除き、低潮線保全区域内における制限行為及び地形変化は確認されておりません。(内閣官房、国交省)
- <3(2)再掲>低潮線保全法に基づき、特定離島(南鳥島及び沖ノ鳥島)において、排他的経済水域等の保全及び利用に関する活動の拠点として、船舶の係留・停泊、荷さばき等が可能となる特定離島港湾施設の整備(南鳥島では平成22年に、沖ノ鳥島では平成23年に着手)するとともに、国による管理体制の構築を図っています。(国交省)
- 特定離島において、産官学が連携した海洋関連技術開発を推進するため、まずは南鳥島を対象として、民間企業、研究機関等が行う技術開発課題を公募により決定し、技術開発実施基本計画を策定し、平成27年度より現地における技術開発を開始しました。(内閣官房、国交省)
- <3(2)再掲>沖ノ鳥島については、小島を防護する護岸コンクリートの損傷の点検やひび割れの補修等を継続実施するとともに、恒久的かつ安定的な国土の保全を図るための島の保全対策等の検討をしています。(国交省)
- 平成21年12月に総合海洋政策本部決定された「海洋管理のための離島の保全・管理のあり方に関する基本方針」に基づき、領海の外縁を根拠付ける離島について、名称を付与し、保全・管理を適切に行った。さらに、島に付与する地理識別子(地物を一意に識別することができるコード)の検討を行い、領海の外縁を根拠付ける離島に地理識別子を付与しました。また、土地所有状況を把握するため、登記簿や国有財産台帳により、調査を進めました。(内閣官房、国交省)
- 離島の保全・管理に資するため、銭洲(東京都神津島村)において三角点設置を実施しました。また、電子基準点を設置している沖ノ鳥島、南鳥島等において位置決定及び地殻変動監視のための観測、施設の維持管理を実施しました。(国交省)
- 奄美群島や小笠原諸島等の離島の貴重な生態系等を適切に保全・管理するため、奄美大島・沖繩島北部地域におけるマングース、小笠原諸島におけるグリーンアノール等の外来種の防除事業を継続して実施しました。(環境省)
- 「海洋管理のための離島の保全・管理のあり方に関する基本方針」(平成21年12月総合海洋政策本部決定)から概ね5年が経過したこと、平成26年6月に「国境離島の保全、管理及び振興のあり方に関する有識者懇談会」の最終提言がとりまとめられたこと等を踏まえて、平成27年6月に開催された第13回総合海洋政策本部会合において、「海洋管理のための離島の保全・管理のあり方に関する基本方針」を決定しました。新たな基本方針では、我が国の領域保全や管轄海域の管理を行うための体制の強化や国庫に帰属することが新たに判明した離島の土地の国有財産としての登録などが施策として追加されました。我が国の領海等の管轄海域の根拠となる離島の保全・管理の重要性に鑑み、関係省庁と連携を図りながら、諸施策の推進を図っています。(内閣官房)

10 離島の保全等(2)

(2) 離島の振興

- 平成25年度から施行された改正離島振興法を踏まえ、定住の促進を図るため創設した離島活性化交付金を活用し、海上輸送費の軽減等戦略産業の育成による雇用拡大等の定住促進、観光の推進等による交流の拡大促進、安全・安心な定住条件の整備強化等の取組の支援を行い、離島の自立的発展を促進しています。(国交省)
- 平成26年度に策定した奄美群島振興開発基本方針及び小笠原諸島振興開発基本方針に示された各地域における振興開発の意義及び方向に基づき、航路・航空路運賃還元事業(奄美群島)、本土と小笠原を結ぶ唯一の定期交通手段である「おがさわら丸」の代替船整備(小笠原諸島)など、地方公共団体が行う振興開発施策に対する支援を行いました。(国交省)
- 平成27年11月に「アライメントを東京都池袋サンシャインシティ文化会館にて開催し、島での漁業体験や自然体験などのメニューや島で暮らすための職や住まいの情報提供、島の特産品の展示、伝統工芸体験、伝統芸能の紹介等、島の魅力のPRを行いました。(国交省)
- 離島航路及び航空路の確保・維持については、「地域公共交通確保維持改善事業」において、離島航路及び航空路に関し、離島航路の運営費・離島航空路の運航費、島民向けの運賃割引等に対する支援を引き続き実施しました。(国交省)
- 離島における安全かつ安定的な航空輸送を確保するため、老朽化対策等の事業を引き続き実施しました。(国交省)
- 離島における超高速ブロードバンドの利用を可能とするため、地方公共団体による海底光ファイバ等の敷設の支援について、平成27年度補正予算に計上しました。(総務省)

11 国際的な連携の確保及び国際協力の推進(1)

(1) 海洋の秩序形成・発展

- 我が国は海洋法秩序の維持・促進に関連する国際会議に積極的に参加しました。平成26年度には、第7、8及び9回国家管轄権区域外の海洋生物多様性の保全及び持続可能な利用に関するアドホック・オープンエンド非公式作業部会(4月、6月及び平成27年1月)、第24回国連海洋法条約締約国会議(6月)、第13回海洋及び海洋法に関する国連非公式協議プロセス会合(6月)、第21回国際海底機構総会・理事会(7月)、海洋及び海洋法に関する国連総会決議に関する非公式協議(10月及び11月)に参加しました。また、財政貢献としては、国際海洋法裁判所及び国際海底機構への毎年の分担金拠出に加え、平成27年度においては、大陸棚限界委員会に設置されている「大陸棚限界委員会途上国委員の会議参加支援のための信託基金」に対し約5万ドルを拠出しました。(外務省、国交省)
- また、「海における法の支配」の徹底のため、海洋法に関する国際的・学術的な議論を促進する目的で、平成27年2月、東京において、外務省主催により海洋法に関するシンポジウム「アジアの海における法の支配—平和と安定への航海図」を開催しました。(外務省)
- WTO有志国による新サービスマ貿易協定(TISA: Trade in Services Agreement)策定のための協議、国際海事機関(IMO)における種々の分野でルール策定等の議論に積極的に参画しました。(国交省)
- <4(1)再掲>北極問題の主要なプレイヤーとして、日本の強みである科学技術をさらに推進し、これを基盤に北極をめぐる国際社会の取組において主導的な役割を積極的に果たしていくため、平成27年10月16日、総合海洋政策本部において我が国初となる北極政策を決定しました。具体的な取組として、①グローバルな政策判断・課題解決に資する北極域研究の強化等の研究開発、②科学的知見の発信と国際ルール形成への貢献等の国際協力、③北極海航路の利活用に向けた環境整備等の持続的な利用を定めており、同政策に基づき、政府においてこれら取組を実施しています。平成27年12月には、島尻海洋政策担当大臣が北極評議会の議長国である米国に出張し、同国科学技術担当大統領補佐官と意見交換を行い、今後、日米間で衛星・観測船・現地観測などの総合的な北極観測と分野横断的な北極研究に関する協力を拡大していくこととなりました。また、日本として北極評議会への関与と貢献を拡大していきたい旨表明し、米国から、日本の積極的な貢献を歓迎するとの好意的な反応がありました。(内閣官房、関係省庁)

(2) 海洋に関する国際的連携

- APECにおける海洋漁業作業部会において、海洋を通じた国際協力・貢献という海洋基本計画の理念を実現すべく、海洋分野で初となる日本提案のAPECプロジェクトである「気候変動が及ぼす海洋の環境・資源への影響ワークショップ」を平成27年5月にフィリピンで開催しました。2015年APEC閣僚級会合の閣僚宣言本文において本プロジェクトに対する歓迎の意が明記される等、その国際貢献は、海洋基本計画が掲げる「海洋環境や気候変動等の全球的課題解決の取り組みを通じて世界を主導」する「海洋立国日本」の目指すべき姿」の具体例となりました。(内閣官房)
- 平成27年6月にポルトガルで開催された、海洋の持続的利用及び発展のための海洋政策の国際的連携・統合をテーマとする閣僚級会合「ブルー・ウィーク」において、日本からは松本内閣大臣政務官(当時)が出席し、海洋分野における日本の取り組み・国際的貢献(対島嶼国等)に対する途上国支援、日本提案の上記APECプロジェクトの成果を踏まえつつ、気候変動が及ぼす影響への経済的・社会的適合に向けた科学を統合した政策立案・実施の重要性等を国際発信しました。(内閣官房)
- 統合的沿岸管理モデル事業など様々な活動に取り組む「東アジア海域環境管理パートナーシップ(PEMSEA)」の事務局運営経費を中国・韓国等とともに拠出し、東アジア諸国との国際的な協力・連携体制の強化に取り組んでいます。(国交省)
- <9(2)再掲>国際サンゴ礁イニシアティブ(ICRI)の枠組の下、平成26年10月に恩納村(沖縄県)で開催した第29回ICRI総会の決定に基づき、サンゴ礁が陸域から受ける影響に留意しながら地域主体で進めているサンゴ礁保全の優良事例を収集・整理し、ICRIメンバーをはじめとする関係者にその情報を配布しました。(環境省)

11 国際的な連携の確保及び国際協力の推進(2)

(2) 海洋に関する国際的連携

- 平成27年6月、国連総会は、国家管轄権外区域(公海及び深海底)における海洋生物の多様性(BBNJ; marine Biological diversity of Beyond National Jurisdiction)の保全と持続可能な利用について、新たな協定を作成する旨の決議を採択しました。この決議を受け、28年3月以降、新協定の作成に向けた交渉が開始されることとなったことから、27年12月以降、内閣官房及び外務省の共催による関係省庁会議を開催し、交渉の準備を進めています。(内閣官房、外務省)
- 平成26年5月にシンガポールで行われた第13回シャングリラ・ダイアログにおいて、安倍総理は基調講演の中で「海における法の支配の三原則((ア)国家は法に基づいて主張をなすべし、(イ)主張を通すために力や威圧を用いない、(ウ)紛争解決には平和的収拾を徹底すべし)」を提唱しました。また、同9月にはこのフォロー・アップとして、ASEAN諸国から外務省や国防省等の事務レベルの政策責任者を東京に集めて、「海洋安全保障・災害救援能力構築支援セミナー」を開催しました。(外務省)
- 平成26年8月の第21回ASEAN地域フォーラム閣僚会合(ARF)においては、岸田外務大臣から、「海における法の支配の三原則」を改めて訴えました。また、南シナ海の全ての関係国が、2002年の行動宣言(DOC)策定時の精神と規定に立ち返り、後戻りが出来なくなる変化や、物理的な変更を伴う一方的な行動をとらないという約束を交わすという提案に改められました。ほとんどの参加者が南シナ海の問題に言及し、岸田大臣の発言と同様、各国は国際法に則り、力や威圧に訴えることなく、平和的に解決すべきという点を強調し、この点が議長声明に反映されました。平成26年10月に開催された第3回ASEAN海洋フォーラム拡大会合(EAMF)においても、我が国から「海における法の支配の三原則」を改めて説明し、海における「法の支配」を重視する我が国の考え方についてプレゼンテーションを行いました。平成26年11月の東アジア首脳会議(EAS)では、安倍総理から、「法の支配」に基づく海洋の秩序を維持・強化する必要性を指摘し、南シナ海をめぐる問題に関しては、2002年のDOCの完全な実施及び行動規範(COC)に関する協議の早期妥結を強く期待すると述べました。また、拡大ASEAN船員訓練(EAST)イニシアティブに海洋環境分野で協力することを表明しました。2010年に発足した拡大ASEAN国防相会議(ADMMプラス)では、海洋安全保障専門家会合が設置されており、平成26年10月には、ブルネイにおいて海賊対処及び捜索救助に係る机上演習(TTX)が実施されました。(外務省、防衛省)
- 海賊問題が国際社会にとって海上輸送への脅威となっており、我が国はソマリア沖・アデン湾で海上自衛隊の護衛艦及びP-3C哨戒機による民間船舶の防護及び警戒監視活動を関係国と連携して実施しています。また、ソマリア及びその周辺国の沿岸海域の海賊対策のためIMOに設置されたジブチ行動指針信託基金に総額約1,460万ドルを拠出しました。同基金はイエメン、ケニア及びタンザニアの情報共有センター設置や、ジブチの地域訓練センター建設の取組を通じ、当該地域の海上保安能力強化を支援しています。さらに、国連ソマリア沖海賊対策コンタクトグループの下に設置された、ソマリア海賊訴追取締能力向上支援のための国際信託基金に対して、累計450万ドルを拠出しました。また、ソマリア安定化のため、平成25年5月ソマリア政府及びアフリカ連合委員会とソマリア特別会合を首脳級で共催した他、主として治安向上、人道支援として、2007年以降総額約3億7,130万ドルの対ソマリア支援を実施しています。(法務省、外務省、国交省、防衛省)
- アジアの海賊対策のため、日本はアジア海賊対策地域協力協定(ReCAAP)の作成を主導しました。ReCAAPには、平成26年9月には米国が新たに加入し、20番目の締約国となりました。我が国は、ReCAAPに基づきシンガポールに設立された情報共有センターに、事務局長及び事務局長補を派遣し、沿岸国の海上保安機関の能力構築等の同センターの活動を支援してきており、我が国のこうした人的・財政的な貢献は、国際的にも高く評価されてきています。(外務省、国交省)

11 国際的な連携の確保及び国際協力の推進(3)

(2) 海洋に関する国際的連携

- ARFの下でも海上安全保障に特化したARF海上安全保障会期間会合(ISM)が平成21年以來開催されています。我が国は、平成23年7月までインドネシア、ニュージージーランドとともに本ISMの共同議長国を務め、その後マレーシアと共に本ISMの優先分野「国際的・地域的な枠組み・取極・協力による信頼醸成」のリード国を務めています。また、平成26年8月以降、米及び比と共に改めて本ISMの共同議長国を務め、議論を主導しています。平成27年3月には、我が国は東京において「ARF海賊対策セミナー」を主催し、ARF参加国・地域間の認識の共有をはかり、海賊・海上武装強盗対策のための提言を取りまとめました。平成27年12月には、我が国は東京において、「地域信頼醸成と海洋法に関するARFセミナー」を開催し、境界未画定海域をめぐる国際法制度についての各国参加者の理解を促進するとともに、「法の支配」の重要性についての共通認識を深めました。(外務省、防衛省)
- 日本の海上自衛隊も参加する西太平洋海軍シンポジウム(WPNS。メンバー国は日、米、豪、韓、中、露等21か国、オブザーバー国はインド等4か国)は平成26年4月に本会合を開催し、CUES(洋上で不慮の遭遇をした場合の行動基準)を採択して、WPNS参加国の海軍艦艇及び海軍航空機が洋上において不慮の遭遇をした場合のための手順や通信方法等を定めました。(防衛省)
- 北太平洋海上保安フオーラムサミット(日、加、中、韓、露、米の6カ国の海上保安機関の長官級の枠組み)に参加し、漁業監視共同パトロールや多国間多目的訓練等の、北太平洋の海上の安全・秩序維持を目的とした参加国の連携について議論をしました。また、平成26年9月の第10回アジア海上保安機関長官級会合(アジアの18の国・地域の海上保安機関の長官級の枠組み)において、アジア地域の重要かつ共通の課題である「搜索救助」、「環境保全」、「大規模自然災害対応」、「海上不法活動の取締り」と、これらの分野に横断的に対応する「海上保安能力に係る人材育成」の5分野に各国が主体的に連携して取り組むことに合意し、平成27年10月には、安倍総理が海の日に発表したとおり、力ではなく、法とルールが支配する海洋秩序強化の重要性について各国との認識の共有を図るため、アジア諸国の海上保安機関の若手幹部職員を対象に世界初となる海上保安政策に関する修士レベルの教育を行う海上保安政策課程を開講しました。(国交省)
- 二国間の海上保安機関の連携・協力としては、第14回日印海上保安機関長官級会合(平成26年10月)において、両機関は、海上におけるテロへの対処について情報共有を行うとともに連携訓練により対処能力の向上を図ることに合意したほか、日印連携訓練へのスリランカ、モルデュー等の国々の参加や、両機関の関係発展のための職員の技術交流について検討を行っていくことに合意しました。その他、インド、ロシア各国海上保安機関と連携訓練を実施しました。(国交省)
- 東日本大震災による洋上漂流物については、内閣官房総合海洋政策本部事務局取りまとめの下、関係省庁・機関が連携し、本件の対応にあたってきました。具体的には、航行船舶等からの情報収集による漂流物の漂流状況の調査を実施しました。また、アメリカやカナダで洋上漂流物の状況把握調査を行う日本のNGOを支援しました。加えて平成26年度から3年間の計画として、PICES(北太平洋海洋科学機関)の震災起因洋上漂流物に係る事業への支援を実施しています。この事業では日本、アメリカ、カナダの科学者が連携・協力して、北米大陸西海岸に漂着した震災起因洋上漂流物が現地の海洋環境、生態系、コミュニティに与える影響について、調査しています。(内閣官房、外務省、環境省)
- 日本、韓国、中国、ロシアをメンバーとする地域協力の枠組みである北西太平洋地域海行動計画(NOWPAP)への参画を通じ、日本海や黄海での海洋環境保全のため、大規模油汚染等への対応体制の構築等、国際的な連携を図りました。(国交省、環境省、外務省)

11 国際的な連携の確保及び国際協力の推進(4)

(3) 海洋に 関する国際 協力

- 地方自治体や一国のみでは解決できない漂流・漂着・海底ごみ問題については、解決に向けた国際的な取り組みとして、日中韓三カ国環境大臣会合(TEMM(テム))や北西太平洋地域海行動計画(NOWPAP)等の国際的な枠組みや、二国間協議の場を活用し、積極的
に働きかけを行っています。NOWPAPにおいては、漂着ごみの回収活動・組成の把握調査と合わせて意識啓発や人材育成を目的とする
国際海岸クリーンアップ(ICC)と、各国の施策などを情報共有するためのワークショップが実施されています。平成27年度には、中国
において開催されたNOWPAPとTEMMの共同ワークショップ・ICCに日本からも参加し、漂着ごみの回収・収集とともに各国間の情報
交換を行いました。(環境省)
- 閉鎖性の高い国際水域の環境保全については、平成26年度には、NOWPAP各国の専門家と共に、NOWPAPの下で作成された改訂版
富栄養化状況評価手順書に基づいて、NOWPAP海域全体を対象とした富栄養化状況の予備評価を引き続き実施しました。(環境省)
- 国際的な枠組みの下に実施・支援されている国際アルゴ計画、世界気候研究計画(WCRP)、全球地球観測システム(GEOSS)10年実
施計画、国際深海科学掘削計画(IODP)、政府間海洋学委員会(IOC)に参画し、観測・研究の実施や情報提供等に貢献しています。
また、世界各国の研究機関と協定締結を推進しました。(文科省、国交省)
- 気候変動に関する政府間パネル(IPCC)第6次評価報告書策定に資する、アルゴ太平洋センターの運営、熱帯ブイ網や高精度観測網
の維持による地球観測解析を推進すると同時に、地球シミュレータを活用し、気候変動予測の精度向上に向けた研究開発を実施しまし
た。また、国際アルゴ運営チームにおいて、関係各国と全球海洋観測システム(GOOS)全体の展開を考慮しつつ、現状の観測網ではカ
バーしていない領域や新規分野への拡張に向けた計画の検討を始めました。(文科省)
- ユネスコ政府間海洋学委員会(IOC)下で実施されている国際海洋炭素観測連携計画(IOCCP)と、世界気候研究計画(WCRP)下で実
施されている気候の変動性及び予測可能性研究計画(CLIVAR)の下に設立された全球海洋各層観測調査プログラム(GO-SHIP)に貢
献しています。平成27年度は北緯9度に沿った測線において、海面から海底直上までの観測を実施しました。また、北東アジア地域海
洋観測システム(NEAR-GOOS)のパイロットプロジェクトとして、ロシア科学アカデミー太平洋海洋研究所と共同で、日本海縦断観測を
実施しています。(国交省)
- <4(1)再掲>北極問題の主要なプレイヤーとして、日本の強みである科学技術をさらに推進し、これを基盤に北極をめぐる国際社会の
取組において主導的な役割を積極的に果たしていくため、平成27年10月16日、総合海洋政策本部において我が国初となる北極政策を
決定しました。具体的な取組として、①グローバルな政策判断・課題解決に資する北極域研究の強化等の研究開発、②科学的知見の
発信と国際ルール形成への貢献等の国際協力、③北極海航路の利活用に向けた環境整備等の持続的な利用を定めており、同政策に
基づき、政府においてこれら取組を実施しています。平成27年12月には、島尻海洋政策担当大臣が北極評議会の議長国である米国に
出張し、同国科学技術担当大統領補佐官と意見交換を行い、今後、日米間で衛星・観測船・現地観測などの総合的な北極観測と分野
横断的な北極研究に関する協力を拡大していくこととなりました。また、日本として北極評議会への関与と貢献を拡大していきたい旨表
明し、米国から、日本の積極的な貢献を歓迎するとの好意的な反応がありました。(内閣官房、関係省庁)
- 港湾空港技術研究所とノルウェー地盤工学研究所は、研究協力覚書(MOU)に基づき、津波、海底環境改善、海底土砂流動等の共同
研究を実施しています。(国交省)
- ペルシャ湾の環境保全のため、イラク国石油省に対して石油流出事故対策計画策定と共に危機管理チームの能力向上を目的とした技
術協力を行っています。(外務省)

11 国際的な連携の確保及び国際協力の推進(5)

(3) 海洋に関する国際協力

- 我が国の輸入原油の8割以上が通航するマラッカ・シンガポール海峡の航行の安全対策については、国際協力を推進するために、平成19年に沿岸国と利用国等による枠組みである「協力メカニズム」が我が国のイニシアティブによって創設されました。我が国は、同メカニズムに基づき、航行援助施設基金への資金拠出、航行援助施設の整備に関する協力や、航行援助施設の維持管理に係る人材育成を実施しています。これに加え、平成27年10月からは、我が国と沿岸3国(インドネシア、マレーシア及びシンガポール)が共同で同海峡の水路測量調査を新たに実施しており、我が国としても、海事関係団体からの資金拠出及び専門家派遣による技術協力を行っています。(外務省、国交省)
- 各国の海上保安機関の海上保安能力向上を支援することも重要な課題となっています。我が国は、東南アジア諸国やソマリア周辺国の海上保安機関の能力向上のため、JICAを通じ、フィリピン、マレーシア、インドネシア、ジブチへの専門家派遣や、東南アジア諸国・ソマリア周辺国に対する招へい研修、東南アジア諸国に巡視船や航空機を派遣し、訓練・研修等を実施することにより、海賊対策をはじめとする海上犯罪取締り、捜索救助、環境防犯、水路測量、海上交通等の分野で海上保安機関の能力向上支援を行っています。また、ODAを活用し、ベトナムへの中古船舶、海上保安関連機材の供与等も行っています。(外務省)
- ソマリア周辺海域沿岸国の能力向上支援として、ジブチ沿岸警備隊の能力向上を目的とするJICA技術協力プロジェクト「沿岸警備隊能力拡充プロジェクト」に3年間で計5回(平成25年9月、平成26年8月、平成27年2月、10月及び平成28年1月)、海上保安庁職員を短期専門家として派遣し、国際法、初動捜査、制圧、鑑識等の講義・研修を実施したほか、平成26年3月、同国との間で「海上保安能力向上のための巡視艇建造計画」に関する書簡の交換が行われ、平成27年12月、巡視艇2隻が同国の沿岸警備隊に引き渡されました。(外務省、国交省)
- 東南アジア諸国やソマリア周辺国等の法執行能力向上のため、平成27年5月～6月、これらの海上法執行機関職員を招へいして実施するJICA「海上犯罪取締り」研修を実施し、海上保安庁により海賊対策をはじめとする海上犯罪の取締りに必要な知識・技能に関する講義や実務研修などを実施しました。(外務省、国交省)
- アジア地域における船員の資質向上に寄与するため、「アジア人船員国際共同養成プログラム」を推進しており、フィリピン、インドネシア、ベトナム及びミャンマーから船員教育者を日本に招き、教育現場における実務内容に即した乗船及び座学による研修を行いました。(国交省)
- 津波脆弱地域において津波に強い地域を作るための研究プロジェクトをチリ及びトルコで実施しました。また、北西太平洋沿岸国への津波予測情報の提供、関係国の津波警報システム構築への技術支援等を実施しました。高潮・高波等による災害を防止するため、アジア・太平洋地域等への高潮・高波予測情報の提供、技術的助言、情報ネットワーク活動の支援等を推進しました。(国交省)
- 日本・フィリピン・インドネシア三国合同油防除訓練を行い、技術協力を行うとともに連携を強化しました。(国交省)

12 海洋に関する国民の理解の増進と人材育成(1)

<p>(1) 海洋に関する教育の増進</p>	<p>○ 国立海洋研究法人海洋研究開発機構では、海洋に関する社会教育やアウトリーチ活動の一環として、大学や研究機関等において、体験学習、出前授業、教員研修セミナー、講演会、海洋教育素材作成等の取組のほか、水族館や科学館と連携した取組などが行われています。また、マスメディアを有効活用した取り組みとして、テレビ番組やソーシャルネットワークを用いた海洋に関する情報発信も行っています。さらに、国民の海洋に関する知見を深めるため各拠点の施設や船舶の一般公開を平成27年度についても行ったところ、延べ(集計中、3月末に確定)名の来場者があり、我が国の海洋教育推進に大きく貢献しました。(文科省)</p>
<p>(2) 海洋立国を支える人材の育成と確保</p>	<p>○ アジア太平洋地域を中心とした開発途上国に対し、ユネスコを通じて人材育成への協力を行いました。(文科省)</p> <p>○ 国際機関への我が国からの人的貢献としては、国際海事機関(IMO)において、関水康司(せきみず こうじ)氏が事務局長を務めています(任期は平成27年末まで)。また、国際海洋法裁判所においては、平成17年10月以降、柳井俊二(やない しゅんじ)氏が裁判官を務めており、平成26年6月の選挙で再選されました。(任期は平成35年9月末まで。平成23年10月から平成26年9月末までは同裁判所所長)。平成24年6月には、大陸棚限界委員会委員に浦辺徹郎(うらべ てつろう)氏が再選されました。さらに、国際海底機構においては、同機構の理事会の補助機関である法律・技術委員会及び財政委員会にそれぞれ委員を輩出しています(法律・技術委員会委員として神谷夏実(かみや なつみ)氏(独)石油天然ガス・金属鉱物資源機構職員)(任期は平成28年まで)、財政委員会委員として山中真一(やまなか しんいち)氏(外務省職員)(任期は平成28年まで)。(外務省、経産省)</p> <p>○ 高等専門学校や大学において、海洋・海事・水産の分野における専門的な人材を育成しています。(文科省、国交省)</p> <p>○ 海洋に関する幅広い知識を有する人材の育成の観点から、以下のような取組を行っています。(文科省)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 東京大学では5研究科と海洋アライアンスが共同し、大学院生向けの部局横断型教育プログラムとして、平成21年から「海洋学際教育プログラム」を行っており、平成27年度は133名が本プログラムに参加しました。(文科省)・ 東京海洋大学において、平成22年度から25年度に行った「気候変動の世紀における体系的海洋学教育プログラム」を基に、海洋学の分野の教員を結集し、物理系、化学系、生物系を統合した教育プログラム(海洋学コース)を実施しています。(文科省) ・ 横浜国立大学の統合的海洋教育・研究センターにおいては、平成19年10月から「統合的海洋管理学プログラム」を行っています。(文科省) ・ 海洋に関する実習施設の大学を超えた共同利用を推進するため、平成27年度は練習船8拠点、臨海・臨湖実験所13拠点、水産実験所4拠点が認定されており、地域の特色をいかした実習教育を実施しています。(文科省)

12 海洋に関する国民の理解の増進と人材育成(2)

<p>(2) 海洋立国を支える人材の育成と確保</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 第20回目の「海の日」を迎えるにあたり、平成27年6月30日に開催された総合海洋政策本部において、安倍総理から、第20回「海の日」特別行事を通じて海洋国家日本の貢献などをしっかりとアピールするよう関係省庁において連携して取り組むこととの指示がなされました。同年7月20日、総合海洋政策本部が主催した総合開会式には、400名超(うち海外から60か国約160名)の参加の下、安倍総理がオープニング・スピーチにおいて、以下に掲げる海洋人材育成の取組について発表しました。また、総合開会式に引き続き、国土交通省では、国連の専門機関である国際海事機関(IMO)と共催で、同月20日、21日に、IMO「世界海の日」パラレルイベントを開催し、「海事の教育及び訓練」をテーマとした国際シンポジウムの結果を総括した「横浜宣言」をとりまとめました。また、第20回「海の日」特別行事にあわせて、全国各地(30都道府県)において文化・観光・海洋教育・体験学習などの様々な事業(計95事業)が開催されました。 (コンソーシアム)海洋開発技術者の育成をオールジャパンで推進するため、産学官を挙げたコンソーシアム、『未来の海 パイオニア育成プロジェクト』の立ち上げ、現在2000人程度とされる日本の海洋開発技術者の数を2030年までに5倍の1万人程度に引き上げることが目指す (海上保安)日本の大学院に、世界で初となる海上保安政策の修士課程を新たに新設し、アジア各国から幹部候補の受け入れ ○ 海洋開発技術者の育成のため、学生に対して現場に触れる機会を付与する際に活用が想定される公的機関、大学等が保有する船舶や研究設備等に関する有効活用の方策について調査しています。(内閣官房) ○ 海洋開発に従事する技術者が不足するなかで、その基盤となる技術者の育成システムの構築を推進するため、海洋開発に必要となる知識を体系的・包括的に得ることができる専門カリキュラム・教材等の開発を行うとともに、留学先・インターンシップ先としての海外大学・海外企業との連携体制構築に向けた調査を行い、実践経験や高度な知識習得の機会確保に向けた取組を進めました。(国交省)
<p>(3) 海洋に関する国民の理解の増進</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ <12(2)再掲>第20回目の「海の日」を迎えるにあたり、平成27年6月30日に開催された総合海洋政策本部において、安倍総理から、第20回「海の日」特別行事を通じて海洋国家日本の貢献などをしっかりとアピールするよう関係省庁において連携して取り組むこととの指示がなされました。同年7月20日、総合海洋政策本部が主催した総合開会式には、400名超(うち海外から60か国約160名)の参加の下、安倍総理がオープニング・スピーチにおいて、以下に掲げる海洋人材育成の取組について発表しました。また、総合開会式に引き続き、国土交通省では、国連の専門機関である国際海事機関(IMO)と共催で、同月20日、21日に、IMO「世界海の日」パラレルイベントを開催し、「海事の教育及び訓練」をテーマとした国際シンポジウムの結果を総括した「横浜宣言」をとりまとめました。また、第20回「海の日」特別行事にあわせて、全国各地(30都道府県)において文化・観光・海洋教育・体験学習などの様々な事業(計95事業)が開催されました。 (コンソーシアム)海洋開発技術者の育成をオールジャパンで推進するため、産学官を挙げたコンソーシアム、『未来の海 パイオニア育成プロジェクト』の立ち上げ、現在2000人程度とされる日本の海洋開発技術者の数を2030年までに5倍の1万人程度に引き上げることが目指す (海上保安)日本の大学院に、世界で初となる海上保安政策の修士課程を新たに新設し、アジア各国から幹部候補の受け入れ ○ 青少年を含め、広く国民に周知することを目的として、平成27年10月に、パンフレット「海の未来—海洋基本計画に基づく政府の取組」を作成し、教育関係者等へ配布するとともに、総合海洋政策本部事務局のホームページへ掲載しました。(内閣官房)

12 海洋に関する国民の理解の増進と人材育成(3)

(3) 海洋に関する国民の理解の増進

- 海洋に関する幅広い分野で顕著な功績を挙げた個人または団体を表彰し、その功績をたたえ広く紹介することにより、国民の海洋に関する理解・関心を醸成することを目的として、平成27年7月、「第8回海洋立国推進功労者表彰」(内閣総理大臣表彰)を行い、4名4団体が表彰されました。(内閣官房、文科省、農水省、経産省、国交省、環境省)
- 「海の恩恵に感謝し、海洋立国日本の繁栄を願う日」という「海の日」本来の意義を再認識し、海に親しむ環境づくりを進め、広く国民の海に対する関心を喚起することを目的とする「海フェスタ」(第11回)が、平成26年7月19日～8月3日にかけて、京都府舞鶴市を中心とする7市町村において開催されました。(国交省)
- 毎年7月の「海の日」「海の月間」を中心として、全国各地において、練習船の一般公開、体験乗船、施設見学会、海岸清掃活動、海洋安全や海洋環境保全についての啓発活動、海洋レジャーの普及や理解増進などのイベントが行われています。(国交省)
- 毎年7月の「海岸愛護月間」において海岸愛護の普及と啓発を行っており、平成24年度以降は、あわせて大規模津波防災総合訓練等を各地で実施しています。(国交省)
- 毎年7月16日から31日にかけて海の事故ゼロを願い、官民一体となって全国海難防止強調運動を行っています。(国交省)
- 国土交通省と海の仕事に関する団体が「海の仕事.com」を継続して運営しています。また、(独)航海訓練所と協力し、全国の小学校に広報チラシを配布する等、練習船一般公開について広報しました。(国交省)
- 「海の駅」の設置を推進するとともに(平成27年12月現在、全国154箇所)「海の駅」と地域との連携を支援し、海洋教育の普及、マリニレジャーの振興及び地域の振興を図りました。また、舟艇利用の適正化を図るため安全対策、環境保全等について周知・啓発活動を実施しました。(国交省)
- 平成25年5月に策定した「プレジャーボートの適正管理及び利用環境改善のための総合的対策に関する推進計画」の対策効果を検証するため、平成26年度に港湾・河川・漁港の三水域合同による「プレジャーボート全国実態調査」を実施し、平成27年6月にその結果を公表しました。(国交省)
- 海洋観光の取組を推進するにあたり、平成25年度から有識者で構成される「海洋観光の振興に関する検討会」(座長：東洋大学矢ヶ崎准教授)を開催し、海洋観光の定義、魅力、施策体系、課題と今後の方向性を「海洋観光の振興に向けての最終とりまとめ」(平成26年6月)としてとりまとめました。同とりまとめを踏まえ、広く一般の方に海洋観光の取組を周知するため、平成28年2月に東洋大学と国土交通省のコロナボレージョン企画として、ゼミ活動を通じた学生による政策提案発表を中心とした「海洋観光に関するワークショップ2016」を開催しました。(国交省)
- 国立研究開発法人海洋研究開発機構が毎年開催している全国の児童を対象とした「ハガキにかこご海洋の夢コンテスト」が平成27年度に第18回をむかえ、22,410点の作品の応募がありました。(文科省)
- 自然環境の保全、地域における観光の振興に寄与するエコツーリズムの推進に取り組む地域への支援や、エコツーリズムガイド等の人材育成を行いました。また、小笠原村が作成したエコツーリズム推進法に基づくエコツーリズム全体構想について、平成28年1月に主務大臣より認定を行いました。(環境省)
- 国立研究開発法人水産総合研究センターによる「水産技術交流プラザ」、東京海洋大学による「水産海洋プラットフォーム」などの継続開催により、産学官の連携に努めました。また、独立行政法人等において、特許情報等の公開、刊行物の発行やインターネット等を通じた広報活動、公開セミナー等の開催などにより広く一般の方への情報発信に努めました。(農水省)